

とうかいハーモニープラン ～東海市男女共同参画プランⅣ～ (素案)

個性を認め合い いきいきと活躍できるまち

令和8年度（2026年度）～令和17年度（2035年度）

東 海 市

はじめに

【今後記述】

目次

第1章 計画策定の背景	1
1 世界・国・県及び東海市の動き	2
（1）世界の取り組み	2
（2）国の取り組み	2
（3）県の取り組み	4
（4）東海市の取り組み	4
2 東海市の現状	5
（1）人口等の状況	5
（2）世帯の状況	6
（3）就労の状況	7
（4）女性の就労の状況	8
（5）女性の参画の状況	9
（6）市民の男女共同参画に関する意識	10
（7）市内の事業所の状況	19
第2章 計画の概要	23
1 計画策定の趣旨	24
2 計画の名称と位置付け	25
（1）計画の名称とテーマ	25
（2）計画の位置付け	25
3 計画の期間と対象	27
（1）計画の期間	27
（2）計画の活動主体と対象	27
4 基本理念	28
5 本計画とSDGsの関係	29
6 基本目標	30
基本目標1 だれもが互いに理解・尊重し合っている	30
基本目標2 だれもが多様な家庭生活・働き方を選択できている	30
基本目標3 だれもがあらゆる分野への参画ができている	30
基本目標4 だれもが安心して快適に暮らしている	30
7 施策体系	31
第3章 基本目標と施策	32
基本目標1	33
基本目標2	35
基本目標3	37
基本目標4	39

第4章 計画の推進	42 -
1 推進体制	43 -
2 計画の進捗管理	43 -
資料編	44 -
1 成果指標の算出方法	45 -
2 男女共同参画社会基本法	47 -
3 東海市男女共同参画推進条例	51 -
4 東海市男女共同参画審議会	54 -
5 東海市男女共同参画推進本部・推進会議	55 -
6 東海市男女共同参画基本計画の策定過程	57 -
7 女性活躍推進法	58 -
8 DV防止法	66 -
9 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律.....	77 -
10 用語解説	83 -

第1章

計画策定の背景

1 世界・国・愛知県及び東海市の動き

(1) 世界の取り組み

国際連合では、昭和21年(1946年)に「婦人の地位委員会」を設置し、昭和50年(1975年)を「国際婦人年」と定めて、これに続く10年間を「国連婦人の10年」として「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」、「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」を採択されるなど、女性の地位向上のための様々な運動が展開されてきました。

平成27年(2015年)に、国連持続可能な開発サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、SDGs(持続可能な開発目標)の1つに、ジェンダー平等を実現するための目標を位置付け、誰一人として取り残さないことを目指して取り組むことが宣言されています。

最近の動向としては、令和6年(2024年)に第68回国連女性の地位委員会が開催され、「ジェンダーの視点からの貧困撲滅、機構強化、資金動員によるジェンダー平等達成と女性・女児のエンパワメントの加速」を優先テーマとして協議等も行われるなど、女性の地位向上を目指した国際的な取り組みは、現在も積極的に進められています。一方、世界経済フォーラムが令和7年(2025年)6月に発表した「ジェンダー・ギャップ指数」(GGI1)では、特に「政治」と「経済」の分野において我が国の男女の格差が大きいことが挙げられるなど、男女共同参画において取り組むべき課題は多く残されています。

(2) 国の取り組み

我が国では、国際婦人年を受けて昭和50年(1975年)に「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52年(1977年)に「国内行動計画」が策定されました。その後、昭和60年(1985年)に「男女雇用機会均等法」が制定され、同年「女子差別撤廃条約」が批准されました。

平成11年(1999年)には、男女共同参画社会の形成に関する基本理念及び国、地方公共団体及び国民の責務を定めた「男女共同参画社会基本法」が施行され、翌年、同法に基づき男女共同参画社会の実現に向けた施策を示す「第1次男女共同参画基本計画」が策定されました。以降、計画を見直しながら、男女共同参画社会の実現を目指し、様々な取り組みが進められてきました。

令和2年(2020年)には、新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、社会的・政治的・経済的システムにおける女性の脆弱性が明らかになる中、「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。この計画の中では、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めることは、「男女」ととどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認(性同一性)に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものであるとされました。

令和6年(2024年)には、日常生活または社会生活を営む中で、女性であることにより様々

な困難な問題に直面することが多い状況を改善し、女性の福祉の増進を図るため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。困難な問題を抱える女性が、意思を尊重され、最適な支援を受けられるようにするために、多様な支援を包括的に提供する体制を整備することなどが定められています。

■男女共同参画に関わる近年の国の動き（プランⅢ策定以降）

和暦（西暦）	内容
平成28年 (2016年)	雇用保険法等の一部を改正する法律 公布（平成28年（2016年）から順次施行）
平成30年 (2018年)	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 公布・施行 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律 公布 （平成31年（2019年）から順次施行）
令和元年 (2019年)	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律 公布 （令和2年（2020年）施行） 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律 公布 （令和2年（2020年）施行）
令和3年 (2021年)	ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律 公布・施行 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律 公布・施行 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法を一部改正する法律 公布（令和4年（2022年）から順次施行）
令和4年 (2022年)	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 公布（令和6年（2024年）施行） こども基本法 公布（令和5年（2023年）施行）
令和5年 (2023年)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律 公布 （令和6年（2024年）施行） 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 公布・施行
令和6年 (2024年)	刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律 公布・施行 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年（2024年）順次施行）

(3) 県の取り組み

愛知県では、平成13年（2001年）3月に、「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」が策定され、平成14年（2002年）3月には、男女共同参画社会の実現に向けた県民・事業者・県の取り組みの基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」が施行されました。

その後、社会経済情勢の変化等を踏まえ、平成18年（2006年）に「あいち男女共同参画プラン21」を改定し、平成23年（2011年）には「あいち男女共同参画プラン2001－2015」が策定されました。また、平成28年（2016年）には「あいち男女共同参画プラン2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」が策定され、令和3年（2021年）3月には、社会経済情勢の変化や国の「第5次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ、新たに「あいち男女共同参画プラン2025～すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会をめざして～」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進められています。

(4) 東海市の取り組み

本市では、女性問題の解決のため、昭和62年（1987年）に各種女性団体の代表者や有識者による「婦人問題懇話会」を設置し、提言された女性問題の市民意識の向上、健康と福祉の充実、社会参加の促進の3項目について審議するとともに、女性問題啓発誌の刊行、女性意識調査の実施、女性のつどいや女性シンポジウムの開催などに取り組んできました。その後、平成5年（1993年）には「女性行動計画策定委員会」を組織し、市民と市が協力して男女平等意識の向上、女性の自立と社会参加の促進、女性の健康とやすらぎの向上を基本目標とした女性行動計画「とうかい女性プラン～女と男がともに生きる社会をめざして～」(平成7年度（1995年度）～平成16年度（2004年度）)を策定し、男女共同参画の推進に努めてきました。

平成15年（2003年）4月には、市内の女性団体から「とうかい男女共同参画推進条例市民案」が提出されるとともに、平成16年（2004年）3月に東海市男女共同参画懇話会から「男女共同参画推進条例の基本的考え方について」の提言を受け、平成16年（2004年）9月に、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市民・事業者・市の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めた「東海市男女共同参画推進条例」を制定しました。

平成18年（2006年）3月には、平等・参画・快適を基本理念とした「東海市男女共同参画プランⅡ～みんなの個性と能力が発揮できるまち とうかい～」を、平成28年（2016年）3月には「東海市男女共同参画プランⅢ～個性を認め合い いきいきと活躍できるまち～」を策定し、市民・事業者・市などが協働して進めること、男女共同参画の各施策について、その進み具合を確認しながら総合的・計画的に推進することなどを基本として、男女共同参画に取り組んできました。

令和5年（2023年）4月には、「パートナーシップ宣誓制度」を導入し、令和6年（2024年）4月からは、制度の対象となる者を拡大し、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を開始するなど、性別などにかかわらずそれぞれの個性を活かし、多様な生き方、働き方ができる社会の実現を目指した取り組みを推進しています。

2 東海市の現状

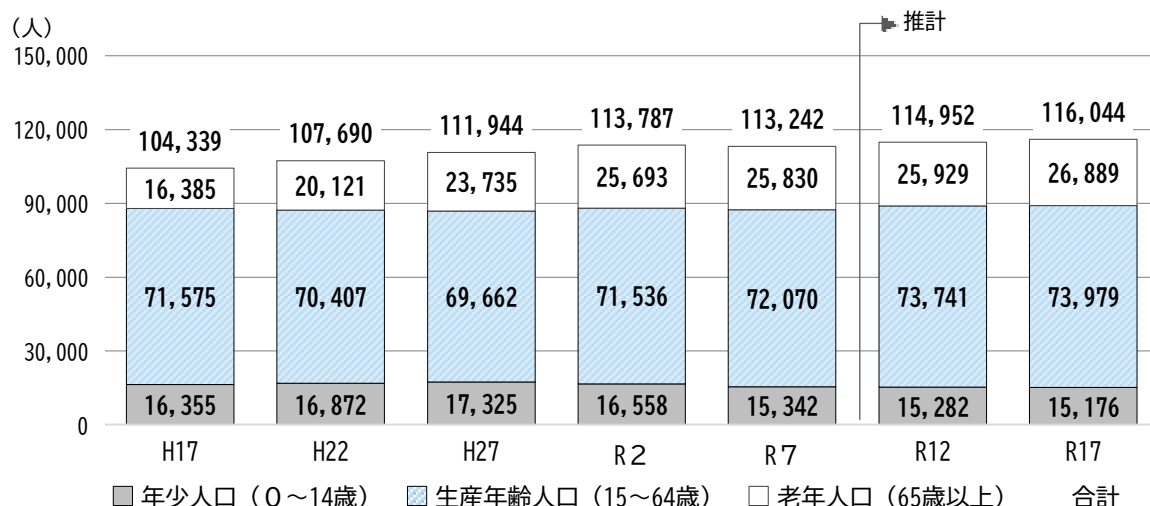
(1) 人口等の状況

本市の人口は、平成30年（2018年）には、115,000人に達しましたが、近年は自然減、転出超過に転じており、令和7年（2025年）4月1日現在で113,242人となっています。年少人口は減少傾向、老年人口は増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

合計特殊出生率は、全国、愛知県と比較して高いものの、出生数とともに減少傾向にあります。

令和2年（2020年）の人口ピラミッドをみると、男女ともに40～49歳の人口が多くなっています。また、25歳から69歳までは女性よりも男性の人口が多くなっていますが、70歳以上では女性の人口が多くなっています。

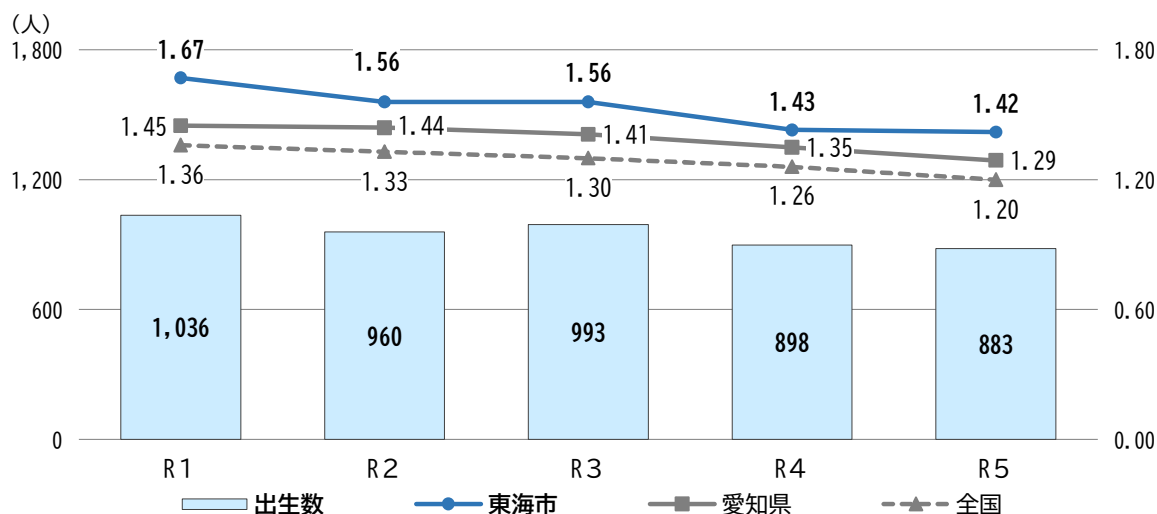
■年齢3区分別人口の推移と推計



※平成27年（2015年）までの合計には年齢「不詳」を含むため、年齢3区分別人口の計と総数は一致しない。

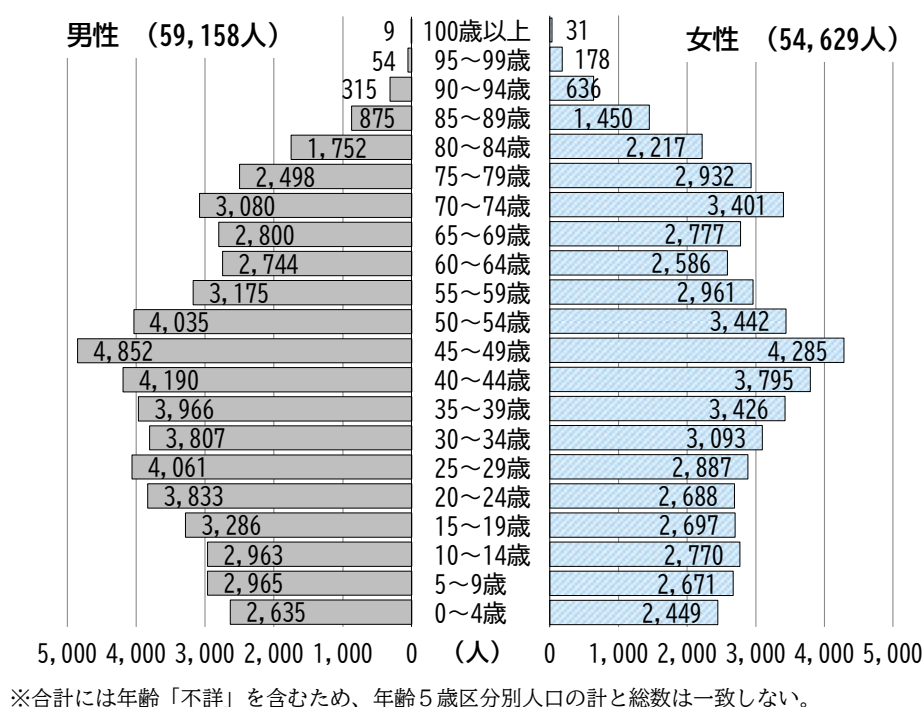
資料：国勢調査（平成7年（2025年）～令和2年（2020年））、住民基本台帳（令和7年（2025年））、第3期東海市総合戦略による推計値（令和12年（2030年）・令和17年（2035年））

■合計特殊出生率・出生数の推移



資料：合計特殊出生率（全国・愛知県：愛知県の人口動態統計、東海市：東海市調べ）、出生数（東海市の統計）

■人口ピラミッド（令和2年）

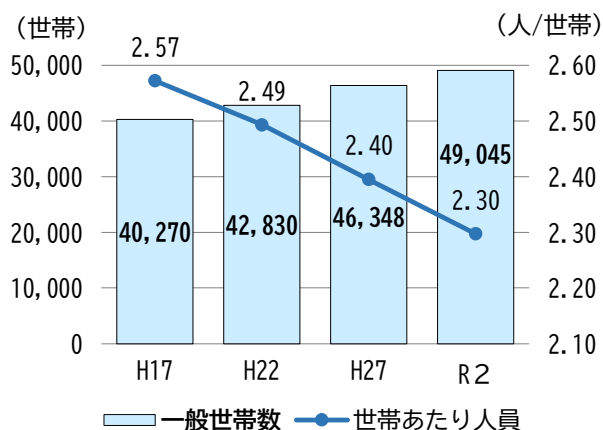


資料：国勢調査（令和2年（2020年））

（2）世帯の状況

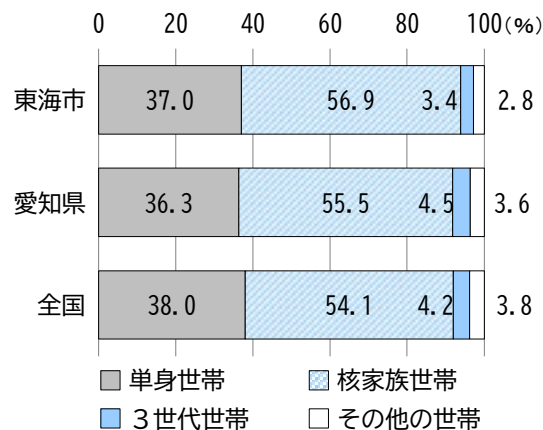
一般世帯数は増加傾向にあります。世帯あたり人員数は減少しています。世帯構成をみると、全国、愛知県と比較して「核家族世帯」の割合がやや高く、「3世代世帯」の割合が低くなっています。

■一般世帯数と世帯あたり人員数の推移



資料：国勢調査（令和2年（2020年））

■世帯構成の比較



資料：国勢調査（令和2年（2020年））

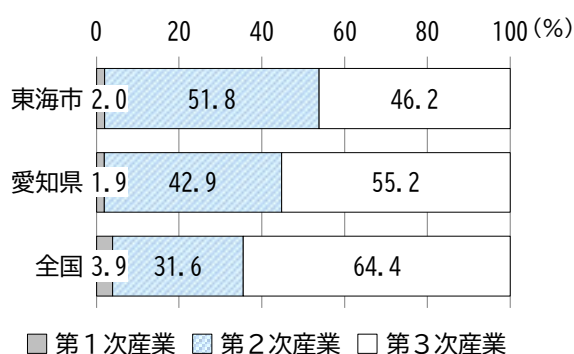
※グラフは、小数点第2位を四捨五入しているため、各項目の比率を合計した値が100%にならない場合があります（以下、同様）。

(3) 就労の状況

就業者の産業分類別割合を性別で比較すると、男性に比べて女性は「第3次産業」に従事する割合が高くなっています。全国、愛知県と比較すると、男性は「第2次産業」に従事する割合が高くなっています。

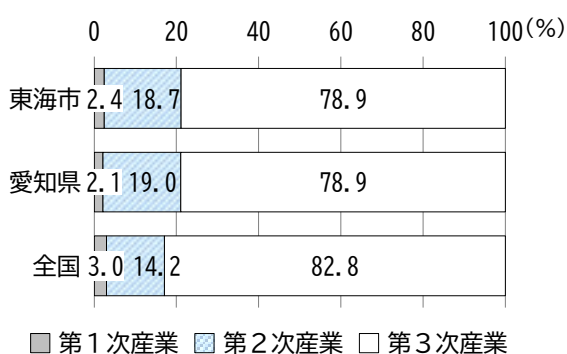
また、雇用者の従業上の地位の割合を性別で比較すると、男性に比べて女性は「パート・アルバイト・その他」といった非正規の就業形態が多いことがうかがえます。全国、愛知県と比較すると、男性では全国、愛知県に比べて「正規の職員・従業員」の割合が高くなっていますが、女性では全国、愛知県よりも低くなっています。

■産業分類別割合の比較（男性）



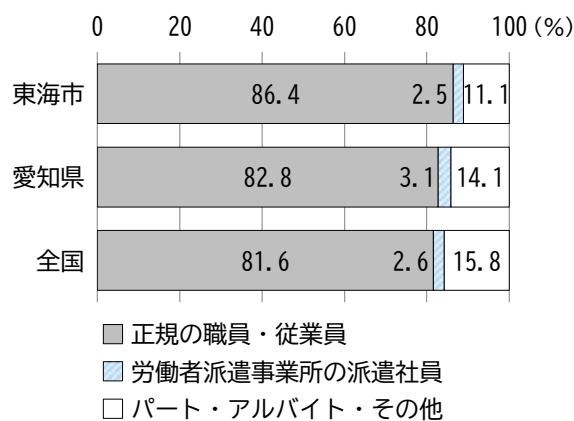
資料：国勢調査（令和2年（2020年））

■産業分類別割合の比較（女性）



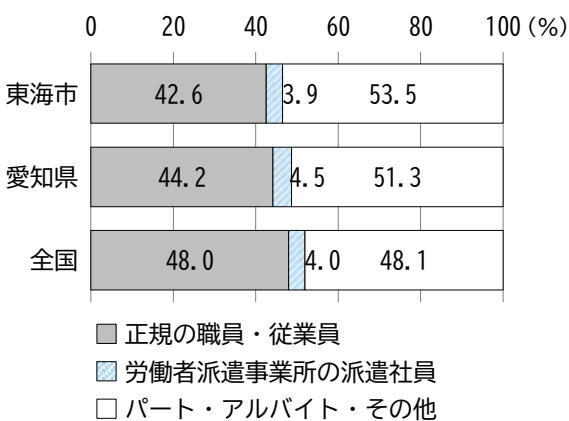
資料：国勢調査（令和2年（2020年））

■雇用者の従業上の地位の割合の比較（男性）



資料：国勢調査（令和2年（2020年））

■雇用者の従業上の地位の割合の比較（女性）



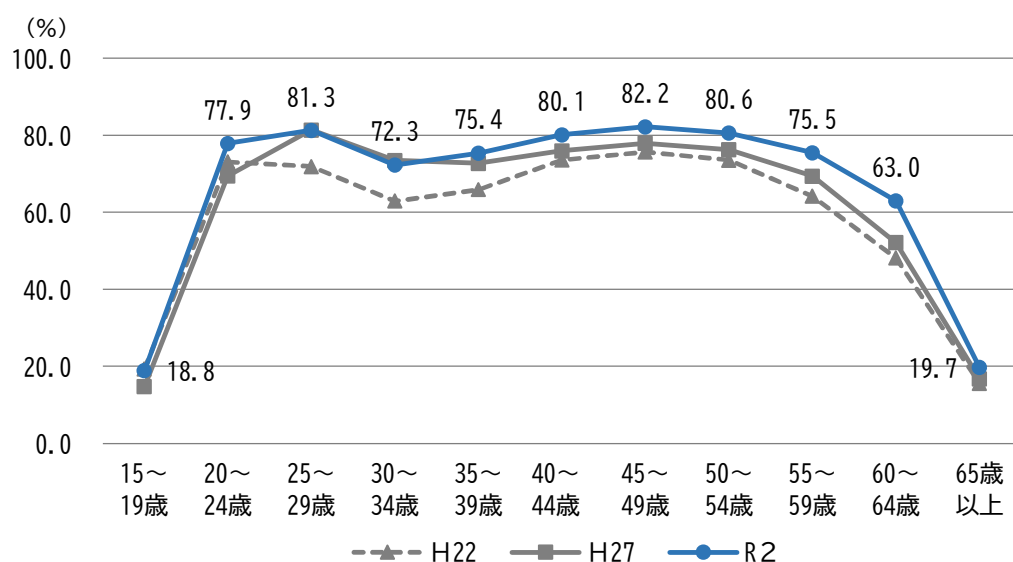
資料：国勢調査（令和2年（2020年））

(4) 女性の就労の状況

女性の年齢階級別労働力率は、20歳以上で増加傾向にあり、いわゆるM字カーブの谷は浅くなっています。

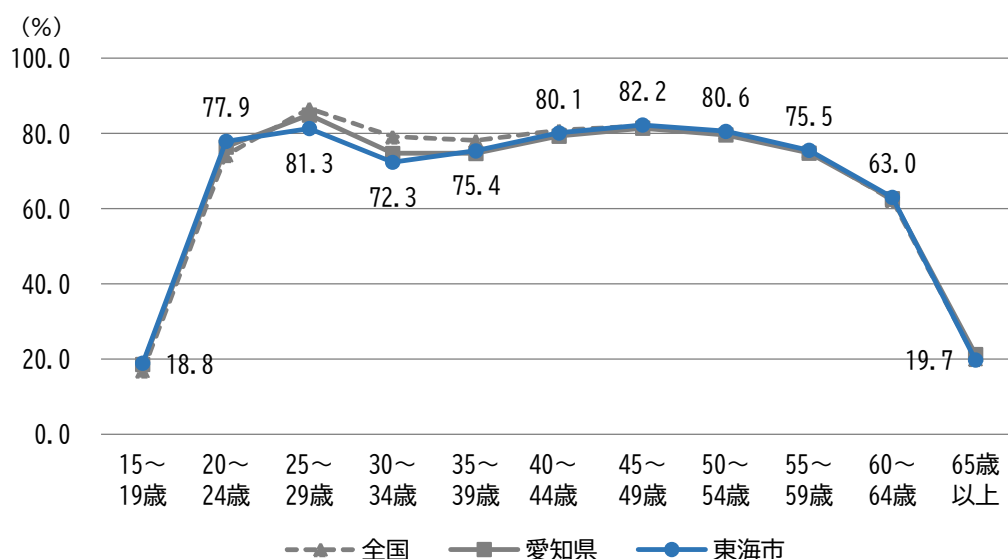
全国、愛知県と比較すると、M字カーブの谷である30～34歳では、全国、愛知県より低くなっていますが、45歳～64歳では、全国、愛知県と同水準となっています。

■女性の年齢階級別労働力率の推移



資料：国勢調査（令和2年（2020年））

■女性の年齢階級別労働力率の比較（令和2年）



資料：国勢調査（令和2年（2020年））

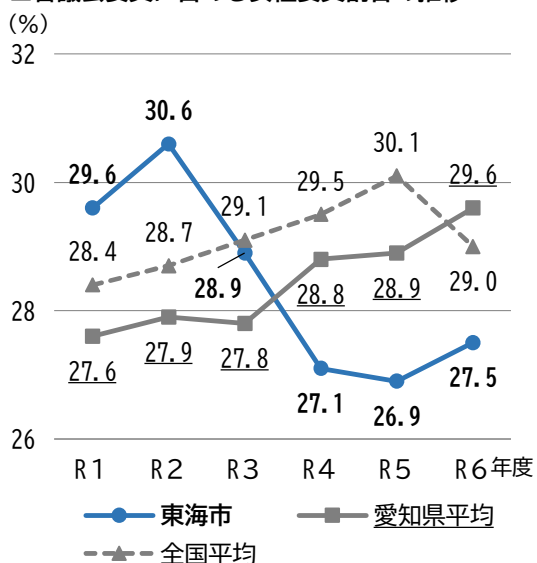
(5) 女性の参画の状況

審議会委員に占める女性委員の割合は減少傾向にあり、令和6年度（2024年度）に増加したものの、依然として全国平均、愛知県平均より低くなっています。

市議会議員に占める女性割合は、令和4年度（2022年度）以降、全国平均、愛知県平均より低くなっています。

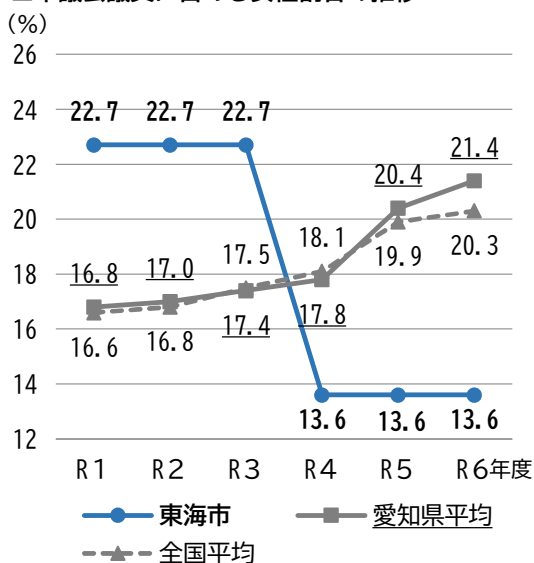
防災会議委員に占める女性割合は、全国平均、愛知県平均と同水準で推移していましたが、令和6年度（2024年度）に全国平均を下回っています。

■審議会委員に占める女性委員割合の推移



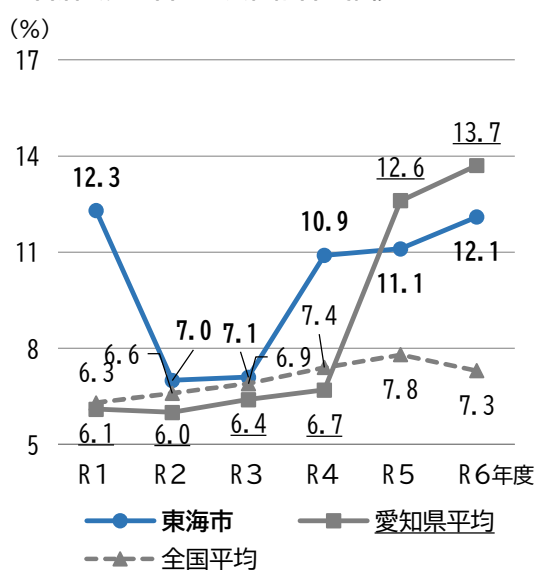
資料：内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ
(各年4月1日時点)

■市議会議員に占める女性割合の推移



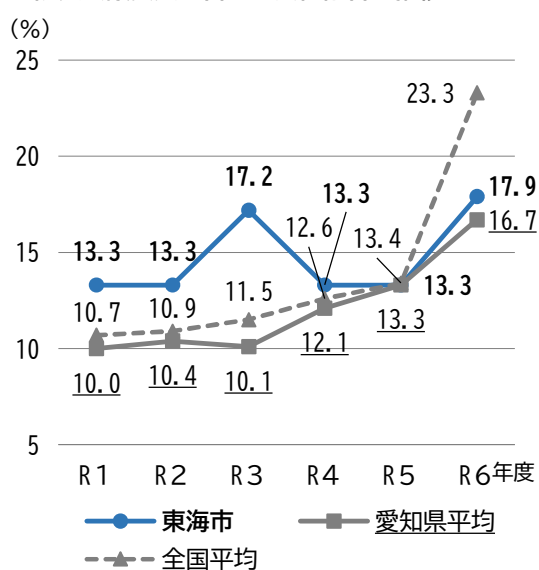
資料：内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ
(各年4月1日時点)

■自治会長に占める女性割合の推移



資料：内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ
(各年4月1日時点)

■防災会議委員に占める女性割合の推移



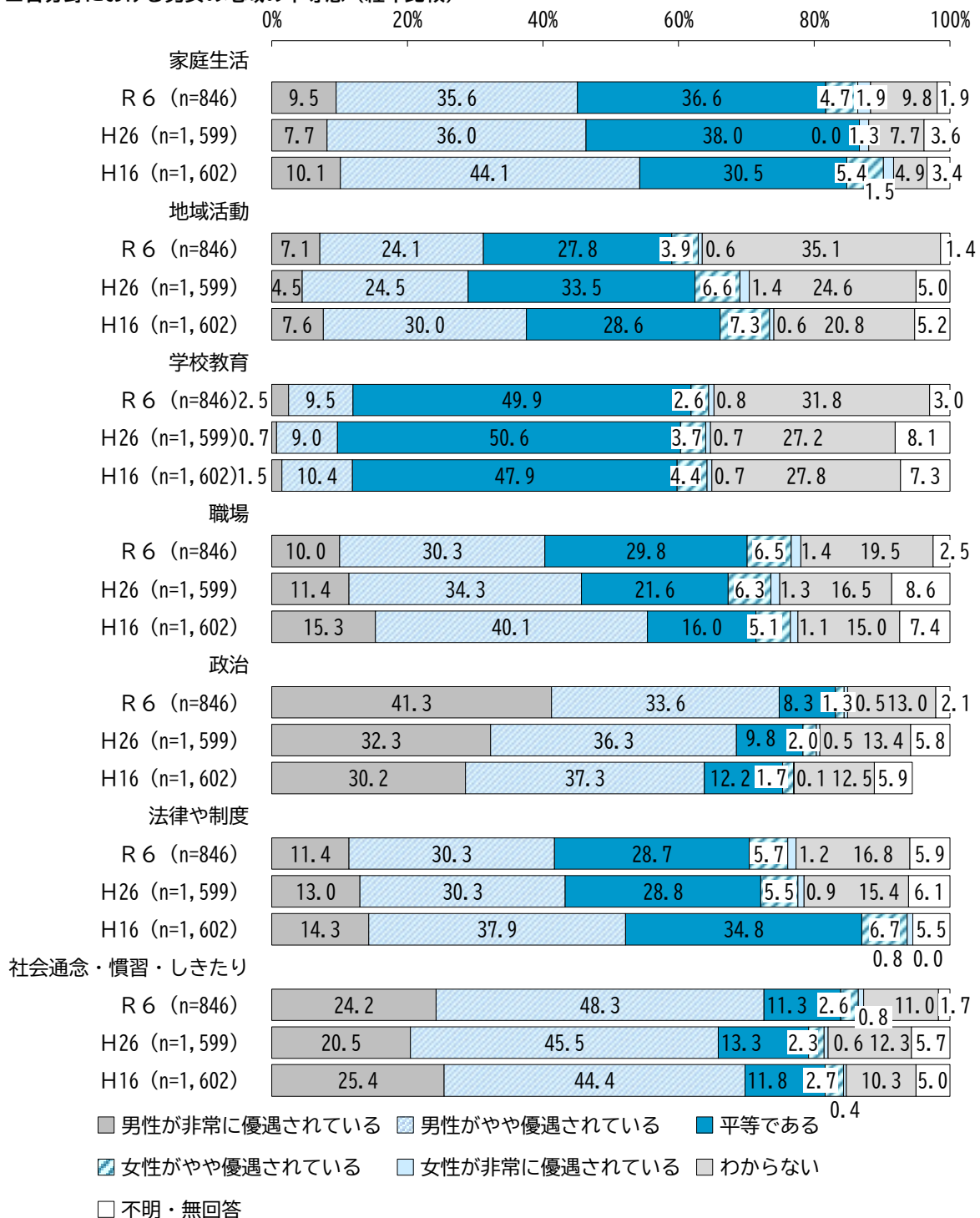
資料：内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ
(各年4月1日時点)

(6) 市民の男女共同参画に関する意識

① 男女の地位の平等感について

男女の地位の平等感について、「学校教育」で「平等である」が最も高く、「家庭生活」「地域活動」「職場」「政治」「法律や制度」「社会通念・慣習・しきたり」では、『男性優遇』（「男性が非常に優遇されている」と「男性がやや優遇されている」の合計）が最も高くなっています。経年で比較すると、「家庭生活」「職場」「法律や制度」では年々『男性優遇』が緩和されていますが、「政治」では年々強まっています。

■各分野における男女の地域の平等感（経年比較）



資料：東海市 男女共同参画に関する意識調査

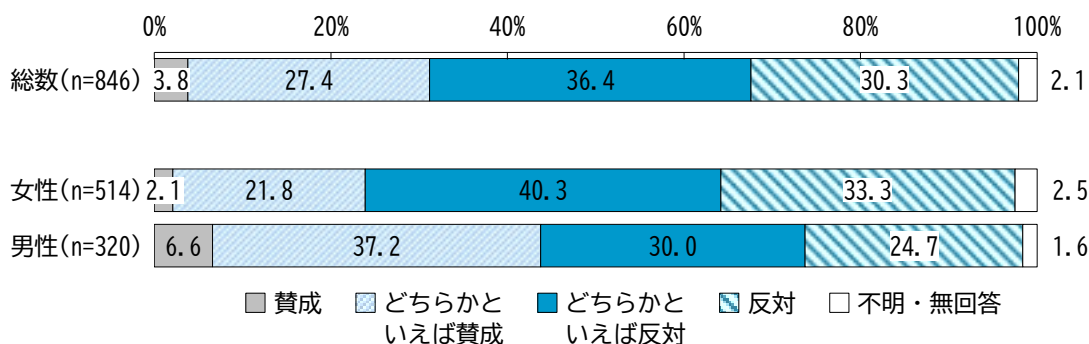
② 固定的性別役割分担意識について

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、『賛成派』（「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計）が31.2%、『反対派』（「どちらかといえば反対」と「反対」の合計）が66.7%となっており、『反対派』が『賛成派』を上回っています。性別でみると、女性と比較して男性で『賛成派』が約20ポイント上回っています。

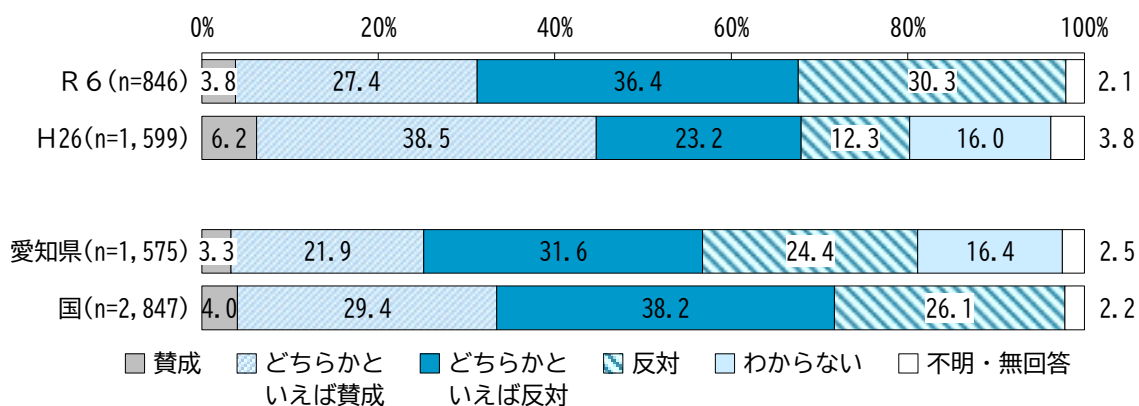
経年で比較すると、『賛成派』が減少し、『反対派』が増加しています。

愛知県や国と比較すると、『賛成派』は愛知県よりもやや高く、国とは同水準となっています。

■「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に対する意識



■「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に対する意識（経年、愛知県・国との比較）



愛知県：令和4年（2022年）度県政世論調査（愛知県、令和4年（2022年）7月調査）

国：男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府男女共同参画局、令和4年（2022年）11月～令和5年（2023年）1月調査）

資料：東海市 男女共同参画に関する意識調査

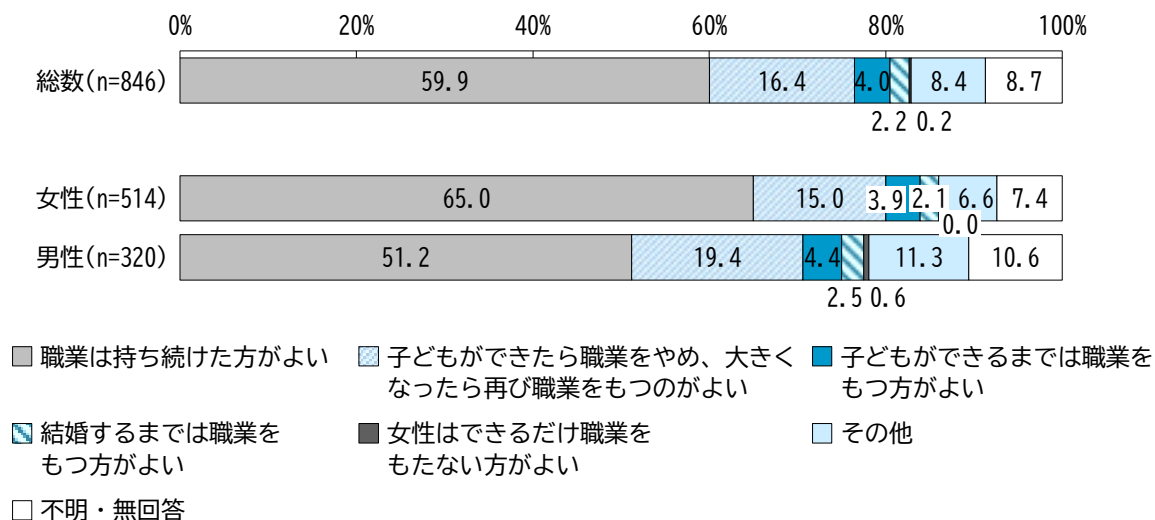
③ 女性が職業をもつことについて

女性が職業をもつことについて、「職業は持ち続けた方がよい」が最も高くなっています。性別でみると、女性と比較して男性で「職業は持ち続けた方がよい」が低く、「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつのがよい」が高くなっています。

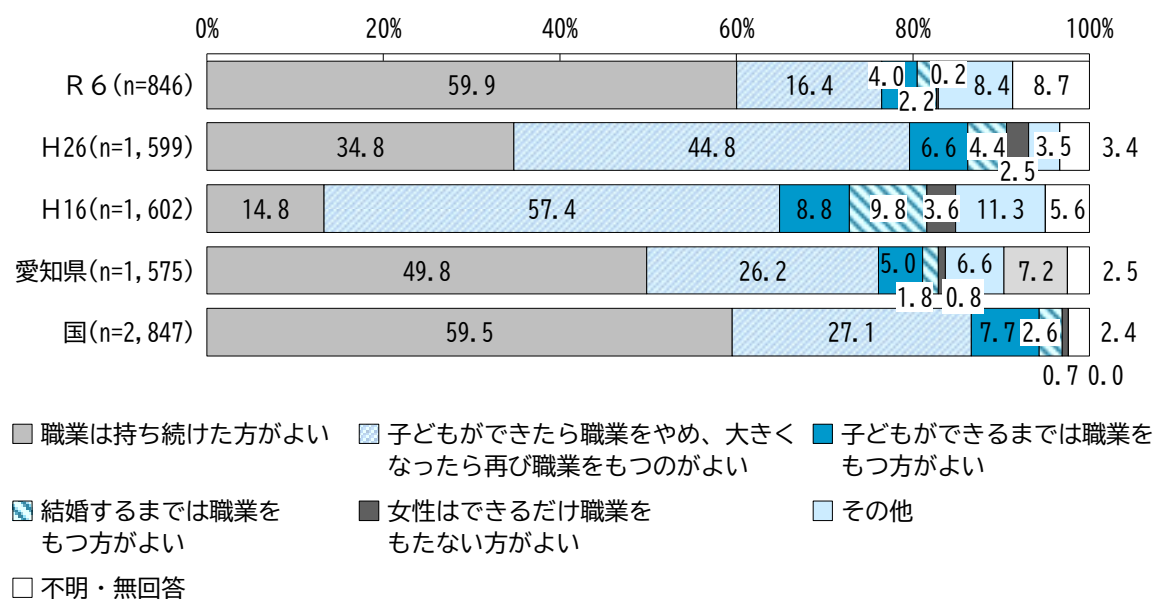
経年で比較すると、「職業はもち続けた方がよい」が増加し、それ以外の考え方はそれぞれ減少しています。

国や愛知県と比較すると、「職業はもち続けた方がよい」は愛知県よりも高く、国とは同水準となっています。

■女性が職業をもつことに対する考え



■女性が職業をもつことに対する考え（経年、愛知県・国との比較）



愛知県：令和4年（2022年）度県政世論調査（愛知県、令和4年（2022年）7月調査）

国：男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府男女共同参画局、令和4年（2022年）11月～令和5年（2023年）1月調査）

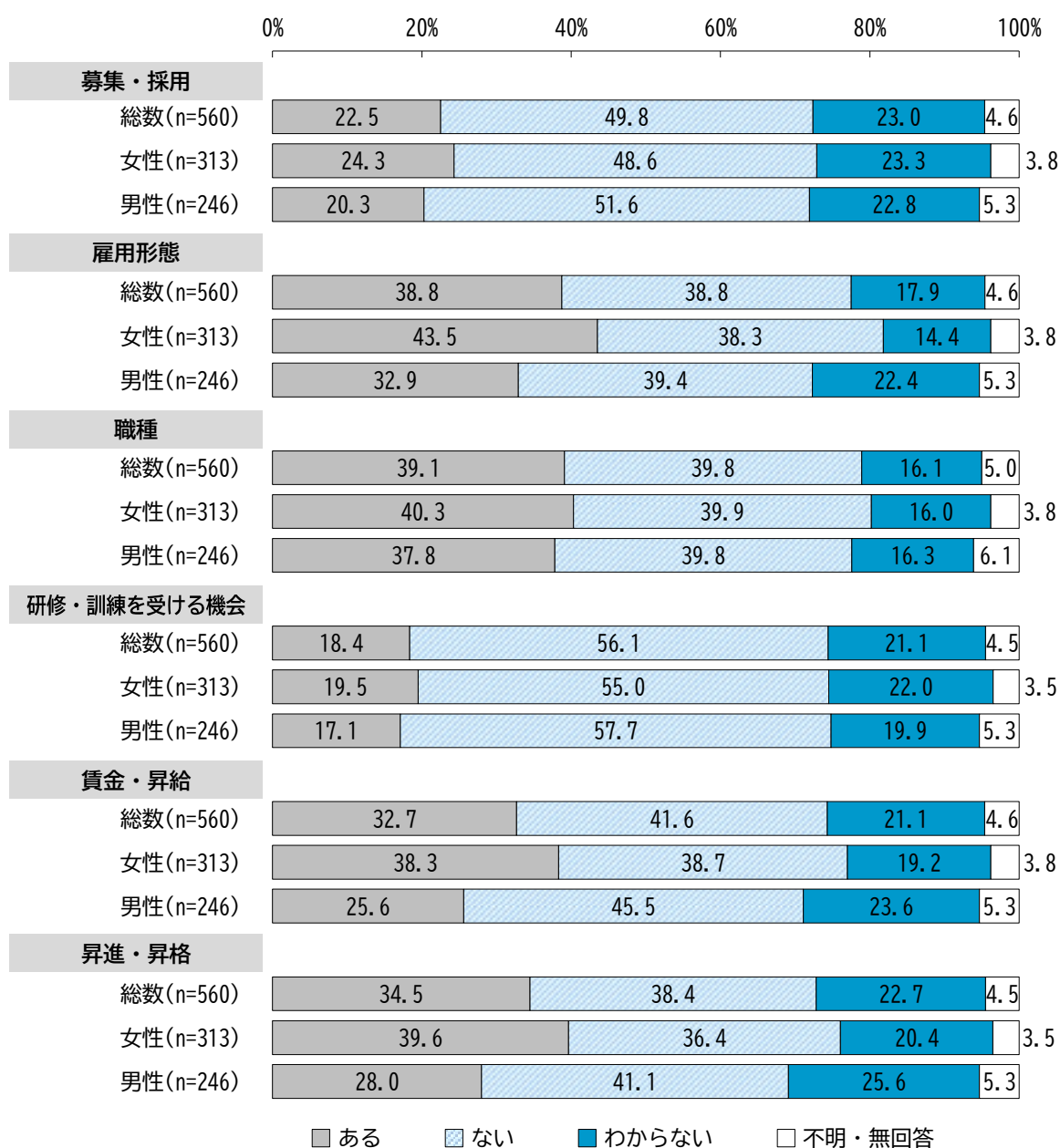
資料：東海市 男女共同参画に関する意識調査

④ 職場における男女の不平等について

職場における男女の不平等について、「ある」が職種で39.1%、雇用形態で38.8%と特に高くなっています。

性別でみると、全ての項目において、男性より女性で「ある」が高くなっており、賃金・昇給、昇進・昇格、雇用形態で10ポイント以上の差となっています。

■職場における男女の不平等



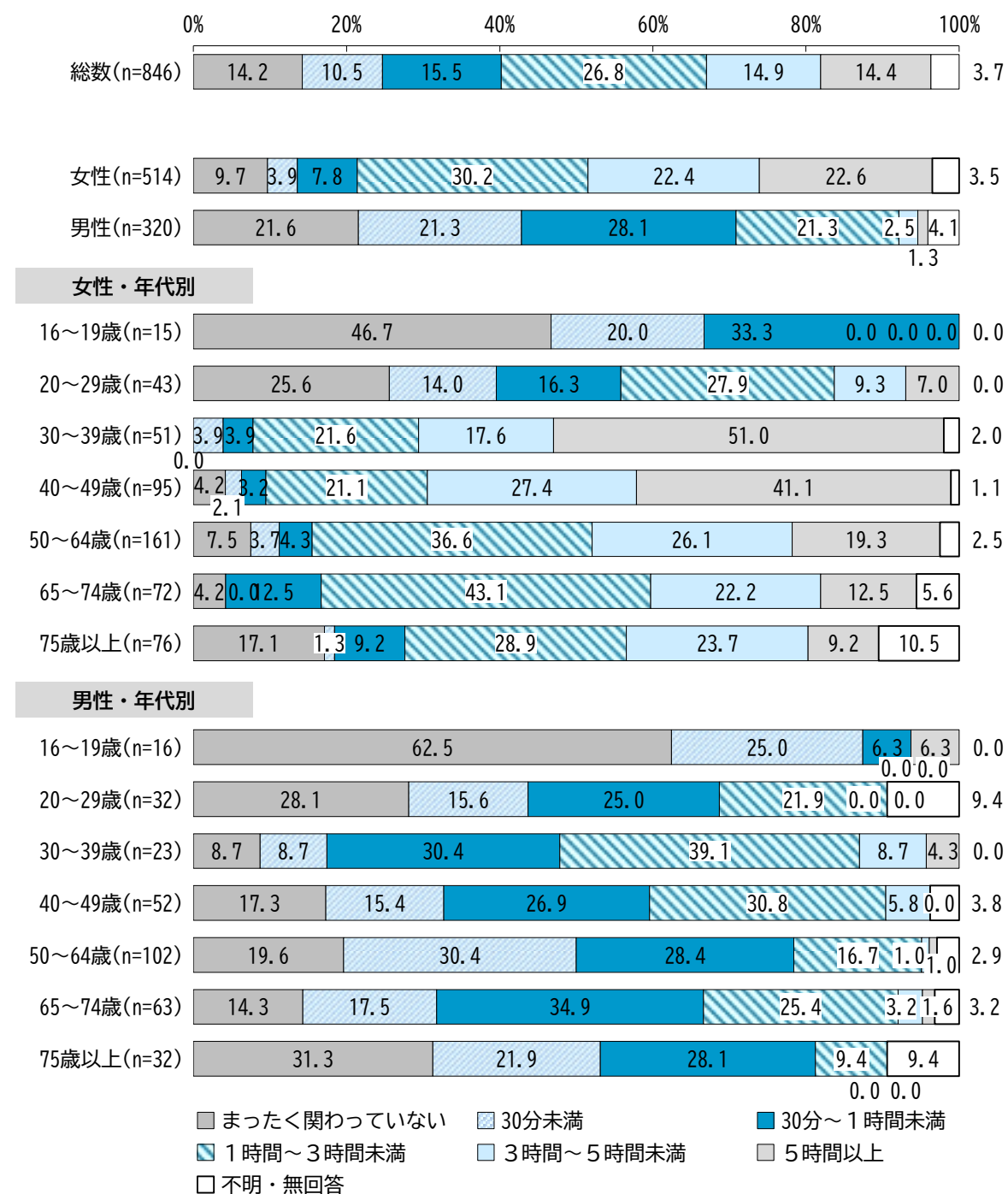
資料：東海市 男女共同参画に関する意識調査

⑤ 平日の家事・子育て・介護・地域活動などに携わる時間について

平日の家事・子育て・介護・地域活動などに携わる平均的な時間について、「1～3時間未満」が最も高くなっています。性別で比較すると、女性で『1時間以上』（「1時間～3時間未満」から「5時間以上」までの合計）が75.2%であるのに対して、男性では25.1%となっています。

性別・年齢別でみると、女性の30～39歳で「5時間以上」が他の年代と比較して高くなっています。

■平日の家事・子育て・介護・地域活動などに携わる時間



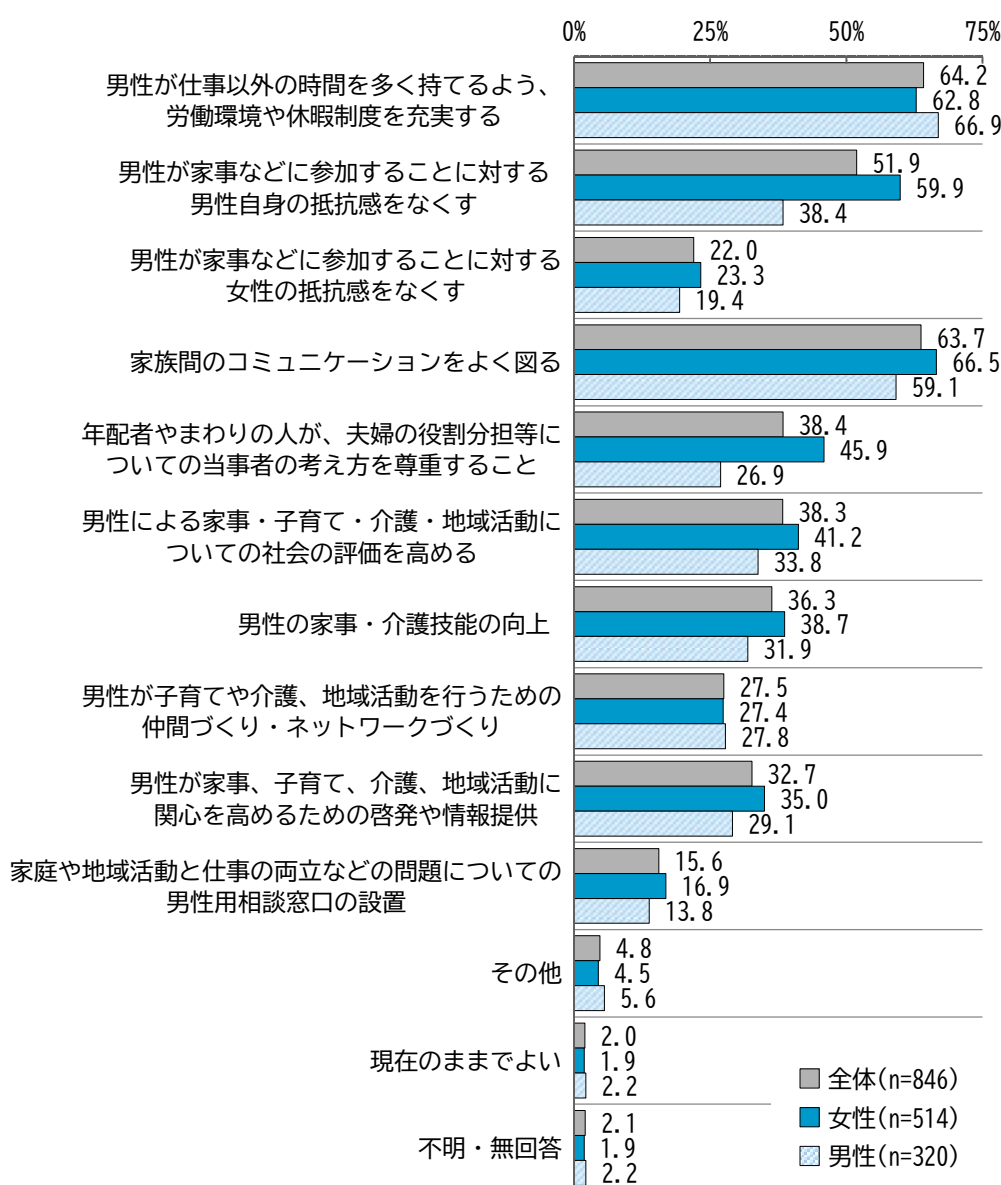
資料：東海市 男女共同参画に関する意識調査

⑥ さらに男性が子育て等へかかわっていくために必要なことについて

さらに男性が家事・子育て・介護・地域活動などにかかわっていくために必要だと思うことについて、「男性が仕事以外の時間を多く持てるよう、労働環境や休暇制度を充実する」が64.2%と最も高く、次いで「家族間のコミュニケーションをよく図る」が63.7%となっています。

性別でみると、女性で「家族間のコミュニケーションをよく図る」が66.5%、男性で「男性が仕事以外の時間を多く持てるよう、労働環境や休暇制度を充実する」が66.9%と、それぞれ最も高くなっています。なお、女性で「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす」「年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること」は、男性と比べてそれぞれ20ポイント前後高くなっています。

■今後、さらに男性が家事・子育て・介護・地域活動などにかかわっていくために必要だと思うこと



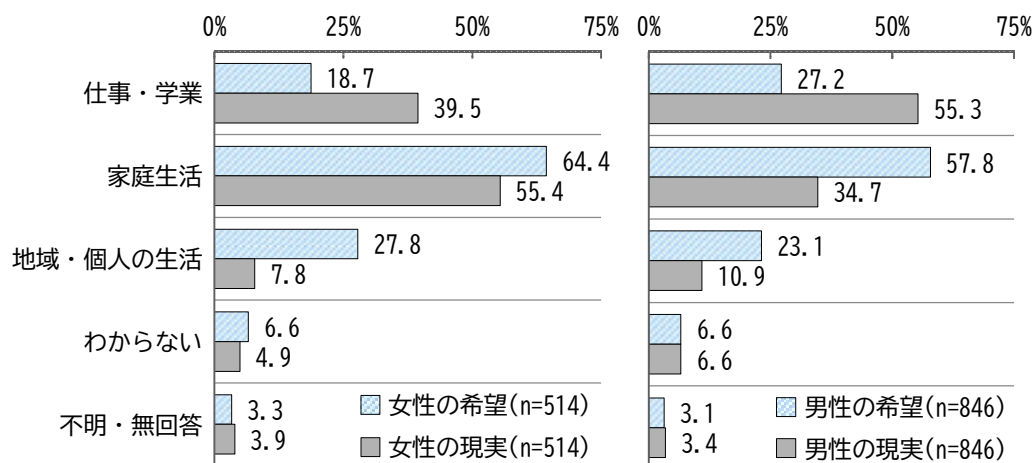
資料：東海市 男女共同参画に関する意識調査

⑦ ワーク・ライフ・バランスについて

生活の中で優先したいものと実際に優先しているものについて、希望は女性、男性ともに「家庭生活」が最も高く、現実には女性で「家庭生活」、男性で「仕事・学業」がそれぞれ最も高くなっています。

希望と現実の差が大きい項目をみると、女性、男性ともに「仕事・学業」で、現実が希望を20ポイント以上上回っています。また、女性では「地域・個人の生活」で、男性では「家庭生活」で希望が現実を20ポイント以上上回っています。

■生活の中で優先したいものと実際に優先しているもの



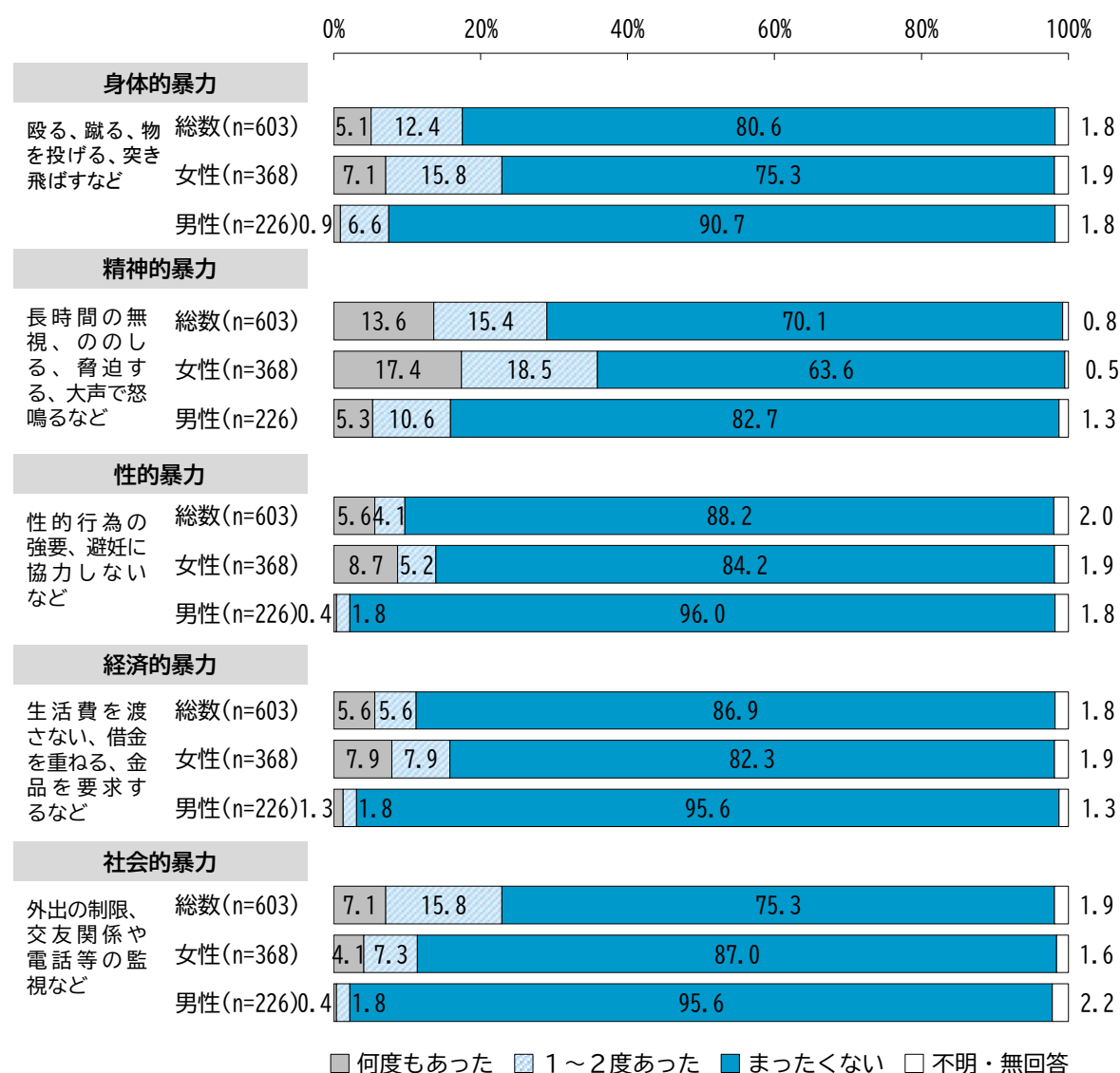
資料：東海市 男女共同参画に関する意識調査

⑧ DV（ドメスティック・バイオレンス）について

配偶者や交際相手からの暴力の経験について、『あった』（「何度もあった」と「1～2度あった」の合計）が精神的暴力で29.0%、社会的暴力で22.9%と他の暴力と比較して高くなっています。

性別でみると、全ての暴力において、男性より女性で『あった』が高くなっています。

■DVを受けた経験



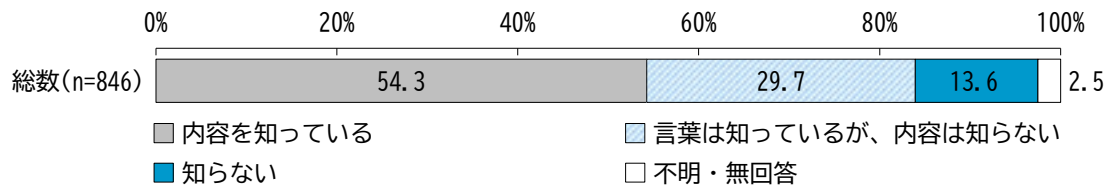
資料：東海市 男女共同参画に関する意識調査

⑨ 性の多様性について

「LGBTQ（性的マイノリティ）」という言葉の認知度について、「内容を知っている」が最も高くなっています。一方で、「知らない」が13.6%となっています。

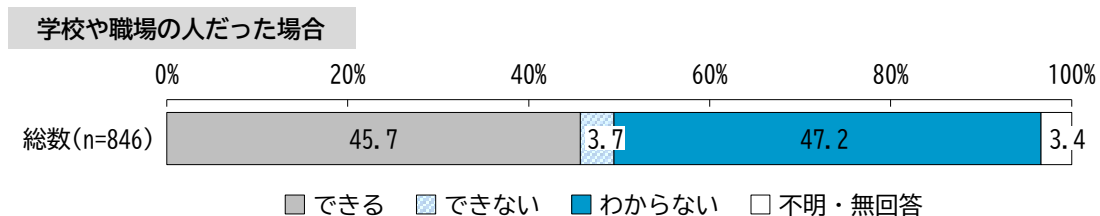
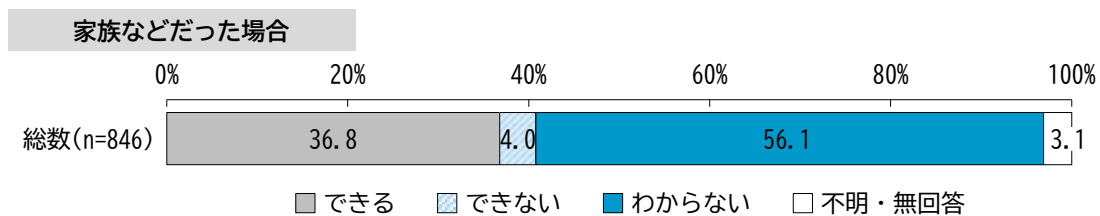
身近にLGBTQの人がいた場合、理解し尊重することができるかについて、「わからない」が最も高く、「できない」は1割未満となっています。

■「LGBTQ（性的マイノリティ）」という言葉の認知度



資料：東海市 男女共同参画に関する意識調査

■身近にLGBTQの人がいた場合、理解し尊重することができるか



資料：東海市 男女共同参画に関する意識調査

(7) 市内の事業所の状況

① 平均年齢・勤続年数について

市内対象事業所の従業員の平均年齢は、女性で42.9歳、男性で45.9歳となっています。
平均勤続年数は、女性で9.9年、男性で12.4年となっています。

■市内対象事業所における従業員の平均年齢・平均勤続年数

	女性	男性	全体
平均年齢	42.9歳	45.9歳	45.0歳
平均勤続年数	9.9年	12.4年	11.6年

※市内対象事業所とは、無作為に抽出した350事業所のうち、アンケートに回答した134事業所

資料：東海市 男女共同参画に関する意識調査

② 育児・介護休業の取得について

市内対象事業所における令和5年度(2023年度)中の育児休業取得率は、女性で97.1%、男性で55.0%となっています。

■市内対象事業所における令和5年度(2023年度)中の育児休業の取得状況

	対象者	育児休業取得者数	育児休業取得率
女性	139人	135人	97.1%
男性	631人	347人	55.0%

資料：東海市 男女共同参画に関する意識調査

■(参考：平成26年(2014年)調査結果)市内事業所における育児休業の取得状況

	対象者	育児休業取得者数	育児休業取得率
女性	62人	61人	98.4%
男性	621人	15人	2.4%

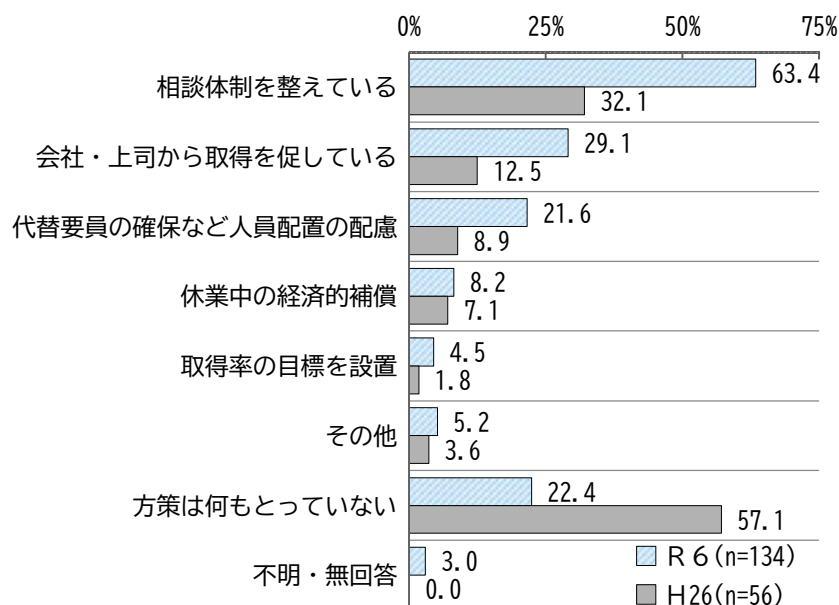
※女性は平成25年度(2014年度)、男性は平成21年度(2009年度)から平成25年度(2014年度)の5年間の取得率

資料：東海市 男女共同参画に関する意識調査(平成26年度(2024年度))

男性の育児・介護休業取得率向上のための方策について、「相談体制を整えている」が最も高くなっています。

経年で比較すると、「方策は何もとっていない」が34.7ポイント減少しており、方策に関する項目では全てにおいて増加しています。

■男性の育児・介護休業取得率向上のための方策について（経年比較）

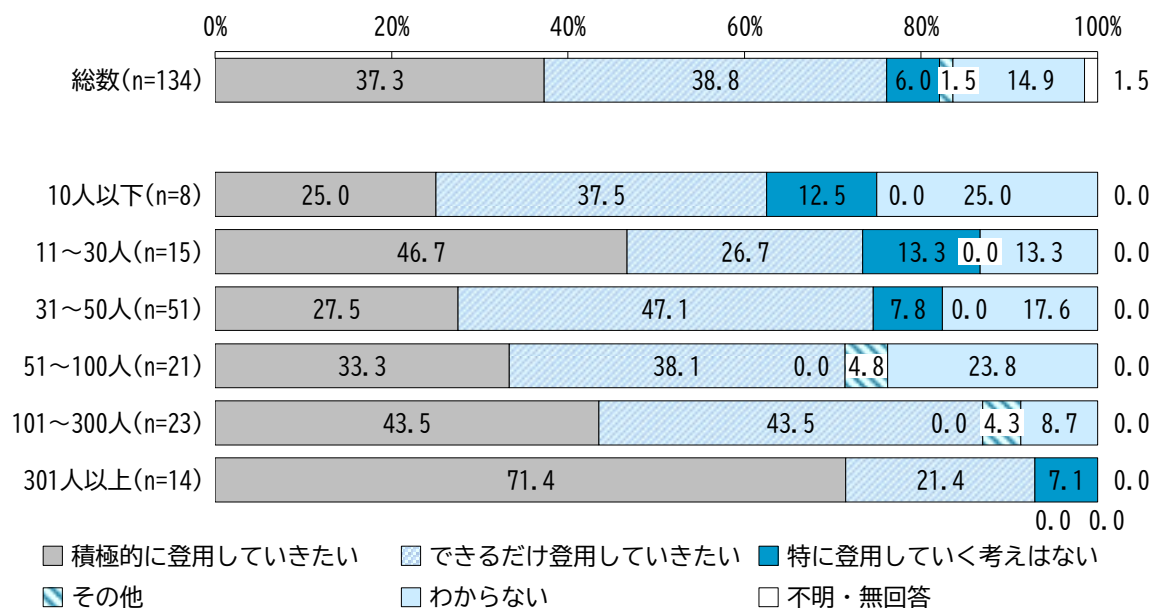


資料：東海市 男女共同参画に関する意識調査

③ 女性の活躍について

管理職への女性登用の意向について、『登用していきたい』（「積極的に登用していきたい」と「できるだけ登用していきたい」の合計）が76.1%となっています。31人以上の規模の事業所では、規模が大きくなるほど登用意向が高い傾向にあります。

■管理職への女性登用の意向

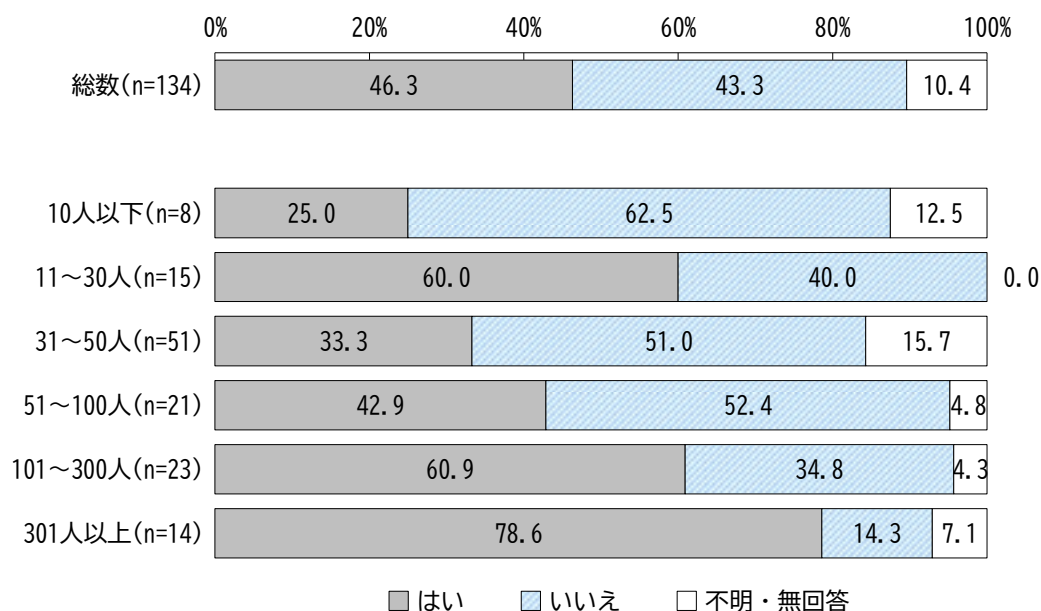


資料：東海市 男女共同参画に関する意識調査

④ 男女共同参画に対する取り組み状況について

男女共同参画に対する取り組み状況について、「はい」（取り組んでいる）が46.3%、「いいえ」（取り組んでいない）が43.3%となっています。31人以上の規模の事業所では、規模が大きくなるほど、男女共同参画に対する取り組みを行っている事業所の割合が高くなっています。

■男女共同参画に対する取り組み状況



資料：東海市 男女共同参画に関する意識調査

第2章

計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、平成28年（2016年）3月に策定した「東海市男女共同参画プランⅢ」に基づき、「個性を認め合い いきいきと活躍できるまち」をテーマに、市民・地域・事業者・市が協働して、男女共同参画の推進に取り組んできました。

これまでの成果として、男女共同参画の意識の改善や女性の社会進出、男性の育児休業取得などが進みつつあります。しかし、固定的性別役割分担の意識の改善や、男性の家庭参画など、未だに多くの課題が残っている状況です。

また、新型コロナウイルス感染症の流行によって、社会全体においてテレワーク等の多様な働き方が広まり、地方回帰等の機運が高まった一方で、非正規雇用が多い女性の雇用環境が全国的に悪化するとともに、在宅勤務の増加等の影響によるDV被害の深刻化や女性の家庭生活における負担が増大するなど、脆弱な生活基盤や固定的性別役割分担の意識による女性の負担等、男女共同参画に関わる課題が顕在化したとされています。

さらに、社会情勢の変化や、ライフスタイルの変化による市民ニーズの多様化・複雑化、様々な困難を抱える女性への支援等新たな課題への対応も必要となっています。

このような中、本市では、これまでの成果や、国・県の動向、令和6年度（2024年度）に実施した市民意識調査の結果などを踏まえ、社会情勢の変化や新しい課題に対応し、市民・地域・団体・事業者・市が協働して男女共同参画の取り組みを推進するため、引き続き「個性を認め合い いきいきと活躍できるまち」をテーマに、「とうかいハーモニープラン～東海市男女共同参画プランⅣ～」(以下、「本計画」という。)を策定しました。

なお、計画名は、男女の性別のみではなく、多様な性を含め、「だれもが自分らしく」地域社会の中で「ハーモニー（調和）」できるようにという想いを込めて、「東海市男女共同参画プラン」に「とうかいハーモニープラン」を新たに加え、「とうかいハーモニープラン～東海市男女共同参画プランⅣ～」としました。

2 計画の名称と位置付け

(1) 計画の名称とテーマ

【計画の名称】

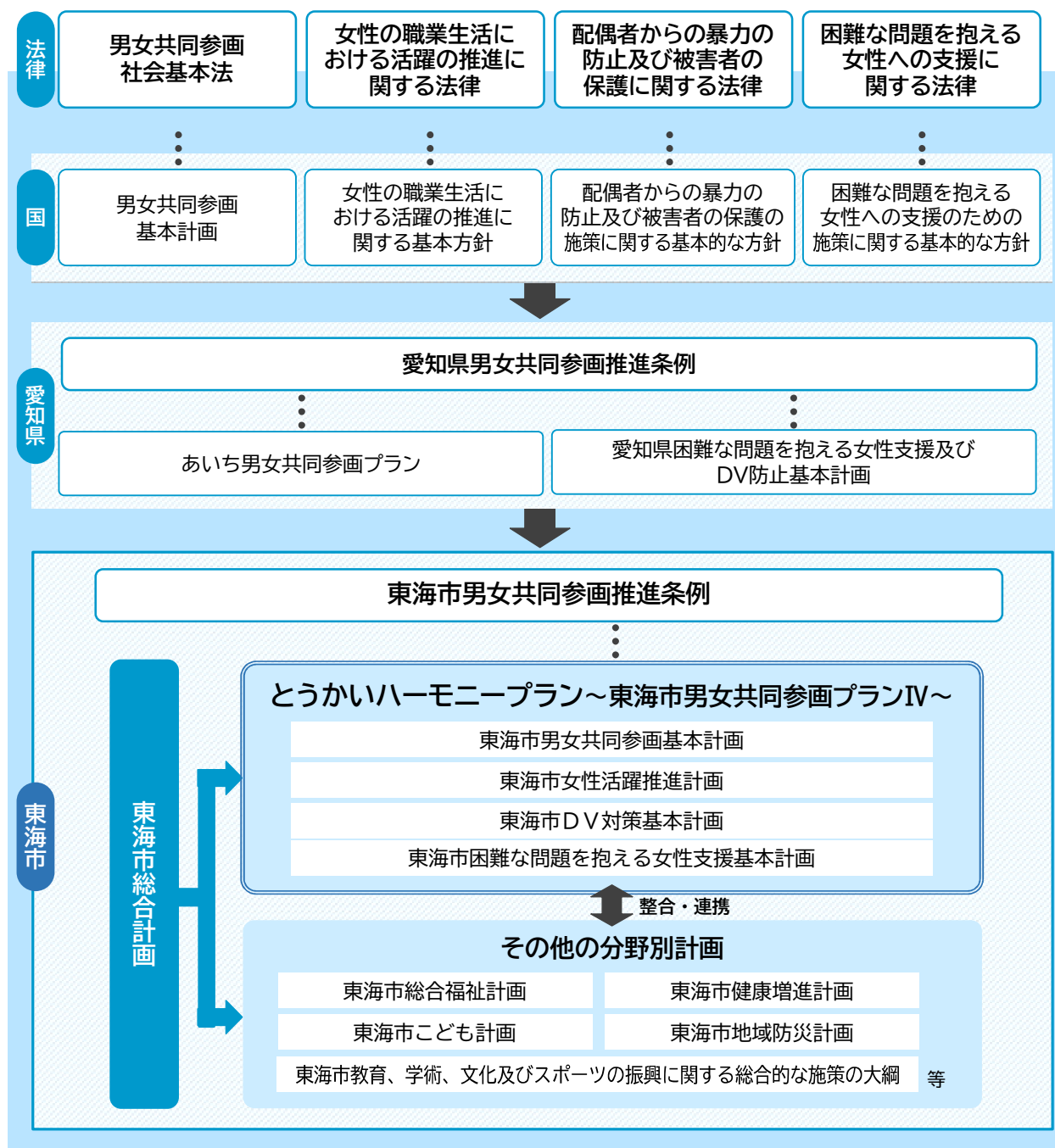
とうかいハーモニープラン～東海市男女共同参画プランⅣ～

【テーマ】

個性を認め合い いきいきと活躍できるまち

(2) 計画の位置付け

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく、市町村男女共同参画計画です。
- 本計画は、「東海市男女共同参画推進条例」第9条に基づく、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（東海市男女共同参画基本計画）です。
- 本計画は、第7次東海市総合計画との整合性を図った計画です。
- 平成19年（2007年）の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項で、「市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」と定められています。本計画の一部は、この法律に基づく市町村基本計画（東海市DV対策基本計画）としても位置付けます。
- 平成27年（2015年）の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項で、「市町村は、基本方針を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。」と定められています。本計画の一部は、この法律に基づく市町村推進計画（東海市女性活躍推進計画）としても位置付けます。
- 令和4年（2022年）の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項で、「市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」と定められています。本計画の一部は、この法律に基づく市町村基本計画（東海市困難な問題を抱える女性支援基本計画）としても位置付けます。



3 計画の期間と対象

(1) 計画の期間

本計画は、令和8年度（2026年度）を初年度とし、令和17年度（2035年度）を最終年度とした10年間の計画です。令和12年度（2030年度）までを前期、令和13年度（2031年度）からを後期と位置付けます。

なお、国内外の動向をはじめ、社会経済情勢の変化や本計画の進み具合を考慮して、必要に応じて令和12年度（2030年度）を目途に中間見直しを行います。

■計画の期間

計画等	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)	12 (2030)	13 (2031)	14 (2032)	15 (2033)	16 (2034)	17 (2035)
東海市 第7次総合計画											
とうかいハーモニー プラン～東海市男 女共同参画プランⅣ～											
愛知県											
国											

(2) 計画の活動主体と対象

本計画は、市民・地域・団体・事業者・市が協働して進めます。

また、本計画の対象は、本市の在住者と在勤・在学者及び市内の事業者です。

【活動主体】

市民

地域

団体

事業者

市

【対 象】

在住者

在勤・在学者

事業者

4 基本理念

「基本理念」は、計画の基本となる考え方を示すもので、計画を推進する全ての活動主体が共有するものです。

本計画では、「東海市男女共同参画プランⅢ」で掲げた3つの基本理念「平等」「参画」「快適」を継承し、さらなる男女共同参画の推進を目指します。

■基本理念と基本理念が描くまちの姿

平 等

平等になって
いるまち

個人の人権や多様性が尊重され、社会の制度や慣行の見直し及び意識改革などにより、家庭・地域・職場などにおいて、だれもが偏見や差別を受けることがない平等なまちを目指します。

参 画

参画することが
できるまち

政策や方針の決定過程への女性の参画推進、家事・子育て・介護などへの男性の参画推進などにより、だれもが自分の生き方を自分の意思で選択でき、家庭・地域・職場などあらゆる場に参画できるまちを目指します。

快 適

快適に暮らすことが
できるまち

男女共同参画の理解を深め、暴力などによる人権侵害をなくすとともに、生涯を通じた健康支援やだれもが安心して暮らせる環境の整備により、毎日を快適に生活できるまちを目指します。

5 計画とSDGsの関係性

SDGsとはSustainable Development Goalsの略で、日本語で「持続可能な開発目標」といいます。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すもので、先進国、開発途上国全ての国々を含めた全世界共通の目標として、平成27年（2015年）9月に開催された国連サミットで採択されました。

SDGsでは、目標5として「ジェンダー平等の実現」を掲げており、女性に対する暴力の撤廃、あらゆるレベルの意思決定への女性の参画の確保等が示されています。平成27年（2015年）9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、全ての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」とされており、国の「第5次男女共同参画基本計画」においても、ジェンダー平等の実現及びジェンダー主流化は、分野横断的な価値としてSDGsの全てのゴールの実現に不可欠なものとされています。本計画においては、SDGsの目標5を含む、17の目標全体の達成に向け、男女共同参画社会を実現するための取り組みを進めます。

なお、SDGsの目標年次が令和12年（2030年）であることから、計画期間前半での施策の進捗状況等により、必要に応じて本計画を見直す際にはSDGsの関連付けもあわせて見直すものとします。



5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを図る

6 基本目標

基本目標1 だれもが互いに理解・尊重し合えている

性別にとらわれず、だれもが互いの違いを理解し、尊重し合える意識が市民や社会に浸透している。

基本目標2 だれもが多様な家庭生活・働き方を選択できている

家庭や職場等において、互いに喜びや責任を分かち合い、だれもが自分の生き方を自分の意思で選択できている。

基本目標3 だれもがあらゆる分野への参画ができている

政策・方針決定の過程や地域活動、防災・復興等、あらゆる分野における女性の活躍が進み、だれもが個人として能力を発揮し、活躍している。

基本目標4 だれもが安心して快適に暮らしている

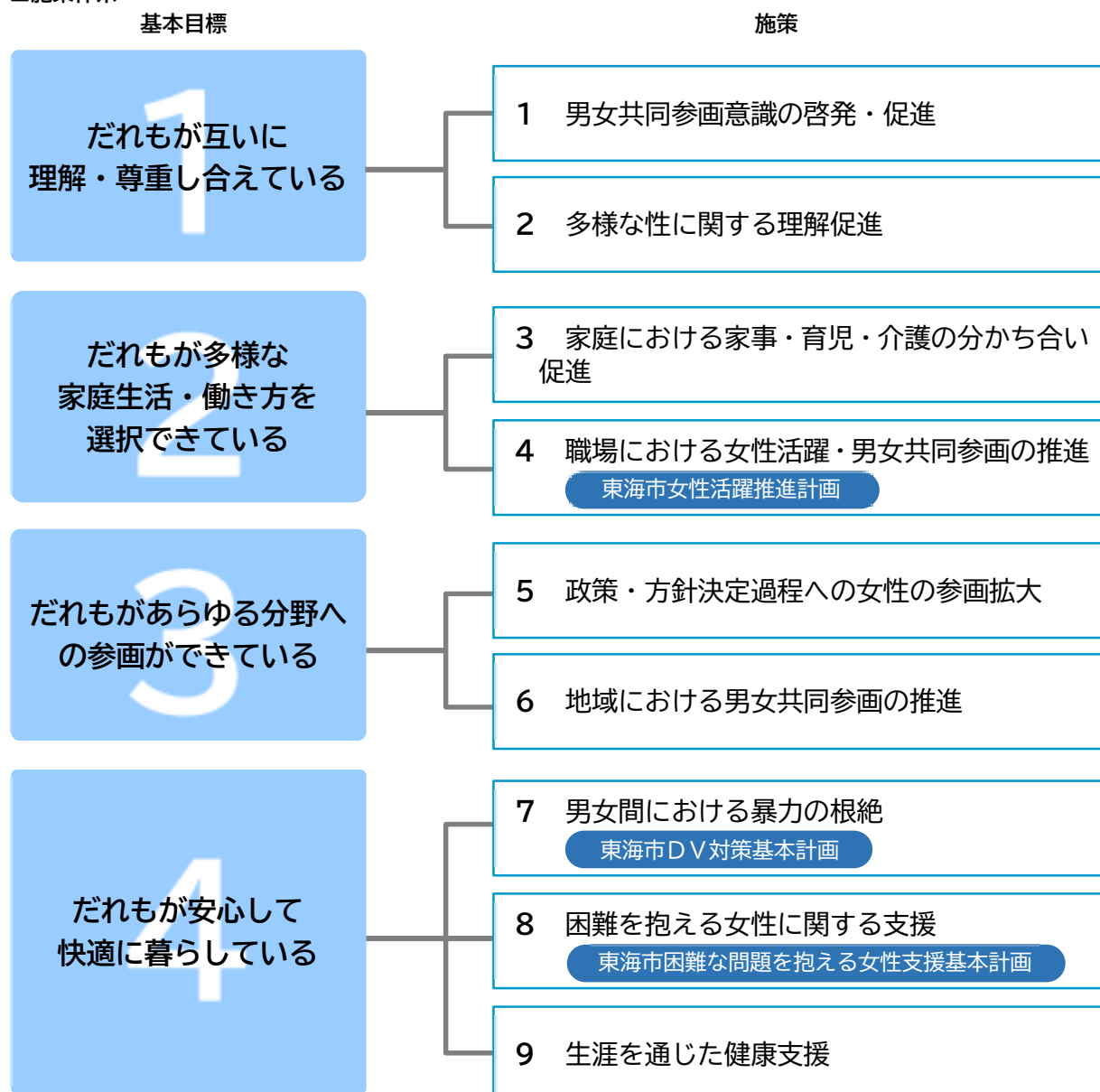
だれもが互いの人権を尊重しつつ、生涯にわたって健康で安全・安心に暮らすことができる。

7 施策体系

■3つの基本理念



■施策体系



第3章

基本目標と施策

現状と課題

国では、男女共同参画を推進するための取組や制度などの整備が進められていますが、社会全体の意識変革には至っておらず、その背景には長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があることが指摘されています。

意識調査結果によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、『反対派』が約7割となっていますが、各分野における男女の地位の平等感をみると、依然として家庭や地域、職場等において『男性優遇』の割合が高くなっており、固定的な性別役割分担意識は変化しているものの、本市においても未だに性別による不平等感が根強く残っていることがうかがえます。市民一人ひとりが自分自身の思い込みや偏見に気づき、正しい知識を身につけ、より多くの視点、幅広い視野を持つことができるよう、継続的な啓発や学習機会の取組を進めていくことが重要です。

また、だれもが互いに理解・尊重し合える社会の実現には、性的マイノリティを含めた多様性に目を向け、だれもが暮らしやすく、また人権が尊重される環境をつくっていくことが重要です。

本市では、令和6年（2024年）4月に「パートナーシップ・ファミリーシップ宣言制度」を開始するなど、市民の多様な生き方、働き方を支援する取組を進めています。今後も多様性への理解を一層促進するとともに、だれもが自分らしく生きることを支援する取組の充実が必要です。

目標と方向性

- ◆男女共同参画に関する理解を促進し、性別にかかわらずだれもが尊重し合えるまちをめざします。
- ◆多様な性に関する啓発、多様な生き方や価値観を尊重する環境やしくみづくりを推進し、だれもが自分らしく生きられるまちをめざします。

市民・地域・団体・事業者などの役割

市民は、男女共同参画や多様な性に関する理解を深めるとともに、性別などにかかわらず、家庭や地域で、だれもが互いを理解・尊重することに努めます。また、子ども・若者が、性別などにとらわれない選択ができる家庭生活や学習などができるよう努めます。

地域は、男女共同参画や多様な性に関する理解を深め、性別などにかかわらず、だれもが地域活動に参加しやすい地域環境の推進に努めます。

団体は、男女共同参画や多様な性に関する各種事業を実施し、市民・地域・事業者への啓発・理解促進に努めます。

事業者は、男女共同参画や多様な性に関する事業主や管理職の理解を深め、社内制度の充実や組織風土の醸成を図るとともに、従業員の理解促進に向けた啓発などに努めます。

1

男女共同参画意識の啓発・促進

(1) 市民への普及・啓発

男女共同参画に関する知識の普及に向け、市民が男女共同参画に関する情報に広く触れることができる機会を提供します。また、他の機関や団体が実施する事業の支援を行います。

主な事業	①男女共同参画啓発事業 ②男女共同参画基本計画現状値調査事業
------	---

(2) 学習機会の提供

男女共同参画について関心を持つ市民が、より深く学び理解を深めることができるよう、学習の機会を提供します。

主な事業	①家庭教育シンポジウム開催事業
------	------------------------

(3) 子ども・若者・高齢者への理解促進

様々な年齢や性別、立場、価値観に応じて、それぞれの特性やニーズを把握するための意見聴取の機会の検討を行うとともに、その内容を踏まえた情報発信や学習の機会を提供します。

主な事業	①男女共同参画に関する出前講座
------	------------------------

成果指標	基準値 (令和6年度)	めざそう値	
		5年後 (令和12年度)	10年後 (令和17年度)
1 男は外で働き、女は家庭を守るべきという考え方に反対する人の割合【16歳以上】	67.2%	74.6%	82.1%
2 男は外で働き、女は家庭を守るべきという考え方に反対する人の割合【児童・生徒】	79.2%	84.4%	89.6%
3 「社会全体として」男女平等であると感じる人の割合	17.4%	23.9%	30.3%

2

多様な性に関する理解促進

(1) 市民への周知啓発・相談支援体制の整備

多様な性のあり方への理解を深められるよう、市民に対し、周知・啓発を行うとともに、支援体制を整備します。

主な事業	①多様な性に関する相談事業
------	----------------------

(2) 子ども・若者・高齢者への理解促進

様々な年齢や性別、立場、価値観などに応じた、多様な性のあり方への理解と意識の向上を図るための情報発信や学習機会の提供を行います。

主な事業	①多様な性に関する出前講座
------	----------------------

成果指標	基準値 (令和6年度)	めざそう値	
		5年後 (令和12年度)	10年後 (令和17年度)
4 エルジービィティキュープラス L G B T Q + という言葉の認知度【16歳以上】	45.2%	51.7%	58.1%
5 L G B T Q + という言葉の認知度【児童・生徒】	18.6%	25.4%	32.2%
6 パートナースhip・ファミリーシhip宣誓制度の認知度	12.6%	19.7%	26.8%

基本目標2

だれもが多様な家庭生活・働き方を選択できている

現状と課題

近年、家庭のあり方が多様化し、核家族世帯や単身世帯が増加する中、共働き世帯も増加傾向にあります。こうした状況のもと、性別にかかわらず家事、育児、介護などに参画し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることは重要な課題となっています。

意識調査結果によると、平日の家事・子育てなどの時間は男性より女性の方が長くなっており、家庭での役割分担は女性に偏っている状況です。一方で、男性の中には、家庭生活を優先したいと望んでいても、現実には仕事を優先せざるを得ない状況もみられます。

だれもがライフステージや希望に合わせて、充実した生活を送ることができるよう、男性の家事・育児などへの参画とともに、多様で柔軟な働き方を推進する必要があります。

女性の社会進出が進む中で、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的として、平成28年（2016年）4月に「女性活躍推進法」が施行されました。この法律は、令和8年（2026年）までの時限立法として位置づけられていましたが、賃金格差など女性の活躍を取り巻く状況が十分に改善されていないことを受け、令和7年（2025年）6月の「労働施策総合推進法」の一部改正により、期限を10年間延長することが定められました。

意識調査結果によると、職場における性別による不平等について、職種や雇用形態、昇進・昇格、賃金・昇給、育児休業の取得のしやすさにおいて不平等が「ある」と回答した人が3割を超えており、本市においても同様の課題がみられます。

また、事業所調査によると、管理職への女性登用の意向は全体で7割を超えており、企業の女性管理職に対する意向は高まってきていることがうかがえますが、事業所の規模などにより、積極的な登用に対する意向には大きな差があるのが現状です。

性別にかかわらず能力や希望に応じて活躍することのできる職場環境の整備に向けて、きめ細かな支援が必要です。

目標と方向性

- ◆性別にかかわらず、家事・育児・介護などに主体的にかかわっていくための意識づくりや、仕事との両立支援などにより、多様な選択ができるまちをめざします。
- ◆女性活躍を推進することで、職場において、だれもが能力や希望に応じていきいきと活躍できるまちをめざします。

市民・地域・団体・事業者などの役割

市民は、性別にかかわらず、家事・育児・介護などに協力し合うとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることに努めます。

団体は、家事・育児・介護の分かち合いや女性の活躍支援に関する各種事業を実施し、市民・地域・事業者への啓発・理解促進に努めます。

事業者は、ワーク・ライフ・バランスやだれもがともに働きやすい職場づくり、女性の活躍推進に関する取組の推進に努めます。

3

家庭における 家事・育児・介護 の分かち合い 促進

(1) 仕事と子育て等の両立支援

子育て家庭や家族の介護が必要な家庭における多様な働き方を支援するため、各種子育て支援サービスや介護保険サービスなどを提供するとともに、サービス内容の充実を図ります。

主な事業	①放課後児童健全育成事業 ②認知症地域支援推進事業
------	--

(2) 男性の家事・育児等への参画促進

男性が主体的に家事・育児・介護等に参画できるよう、情報提供や各種講座を実施します。

主な事業	①子育て広場開催事業 ②男女共同参画に関する出前講座
------	---

成果指標	基準値 (令和6年度)	めざそう値	
		5年後 (令和12年度)	10年後 (令和17年度)
7 多様な保育ニーズに対応できる場所があると感じている18歳以下の子どもを持つ人の割合	66.9%	74.8%	82.8%
8 家事・育児・介護に「関わっている」男性の割合	73.1%	78.0%	82.8%

4

職場における 女性活躍・男女 共同参画の推進

東海市女性活躍推進計画

(1) 職場における女性活躍促進

職場において女性活躍が促進されるよう、市内の企業等に向けた情報発信や各種講座等を実施します。市においては、「特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の活躍を推進します。

主な事業	①女性の活躍支援講座等開催事業 ②あいち女性輝きカンパニー認証制度の啓発
------	---

(2) だれもが働きやすい職場づくり

性別にかかわらず、希望に応じて働き続けることができるよう、女性のリスクリングや就労支援、キャリア形成支援、起業に関する支援などを行います。また、市内の企業等に向けた情報提供や啓発を行います。

主な事業	①人材育成補助事業 ②ファミリー・フレンドリー企業登録制度の啓発
------	---

成果指標	基準値 (令和6年度)	めざそう値	
		5年後 (令和12年度)	10年後 (令和17年度)
9 職場において男女平等であると感じる人の割合	33.6%	40.8%	48.1%
10 女性の管理職がいる事業所の割合	27.1%	32.5%	38.0%
11 市の管理職に占める女性職員の割合	23.2%	25.0%	30.0%

「家庭生活」とは「家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動」（東海市男女共同参画推進条例第3条第4項）

基本目標3

だれもがあらゆる分野への参画ができている

現状と課題

男女共同参画社会の実現に向けては、男女があらゆる分野における活動に参画することが必要ですが、我が国では諸外国に比べて特に政策・方針決定過程への女性の参画が不十分な状況です。

本市における審議会委員の女性割合は、令和6年度（2024年度）で27.5%となっており、全国平均の29.0%、愛知県平均の29.6%を下回っている状況です。政策・方針決定過程への女性の参画を推進するための気運づくり、支援体制の整備などが必要です。

地域においては、今後さらなる少子高齢化の進行が見込まれる中、地域の活力の維持・向上のためには、地域活動などにおける女性や若者など多様な主体の参画がますます重要となります。

地域活動の中でも、防災分野における男女共同参画は、国においても重点的に取り組まれている分野です。東日本大震災をはじめとするこれまでの災害において、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性の違いが適切に配慮されないといった課題が生じたことを踏まえ、令和2年（2020年）5月には「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が示されました。

本市においても、防災会議委員に占める女性割合は2割未満にとどまっており、意思決定の場面における男女共同参画の推進が課題です。防災、災害時、復興時などの各段階において、意思決定の場及び現場における女性の参画を拡大し、ジェンダーの視点を取り入れた取組を進めていく必要があります。

目標と方向性

- ◆ 審議会や委員会など様々な政策・方針決定過程において、女性の参画を促進し、多様な視点や意見が大切にされるまちをめざします。
- ◆ 地域活動や防災活動における男女共同参画の視点を取り入れ、持続可能なまちをめざします。

市民・地域・団体・事業者などの役割

市民は、審議会などの委員に応募するとともに、まちづくりや地域づくりに関心を持ち、地域活動に参加するように努めます。

地域は、性別などにかかわらず、だれもが地域活動に参画できる地域環境の推進に努めます。

団体は、女性の活躍支援や男女共同参画の視点に立った防災に関する各種事業を実施し、市民・地域・事業者への啓発・理解促進に努めます。

事業者は、性別などにかかわらず、管理職や役員などを登用し、だれもが活躍できる機会を設けるとともに、女性リーダーの育成に努めます。

5

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(1) 政策決定過程への女性参画

女性が参画しやすい環境やしくみを整備し、審議会などへの女性委員の登用を促進します。また、市職員の性別にかかわらず能力開発と人材育成を行うとともに、管理職への女性職員の積極的な登用を促進します。

主な事業

- ①職員研修開催事業
- ②審議会などへの女性委員の登用推進

(2) 方針決定過程への女性参画

事業所などで女性がいきいきと活躍できるよう、男女共同参画に関する情報提供や、講座・情報交換会などによる啓発を行います。

主な事業

- ①女性の活躍支援講座等開催事業
- ②あいち女性輝きカンパニー認証制度の啓発

成果指標	基準値 (令和6年度)	めざそう値	
		5年後 (令和12年度)	10年後 (令和17年度)
12 審議会・委員会などの女性委員の登用率	33.9%	37.5%	40.0%

6

地域における男女共同参画の推進

(1) 地域活動への参画推進

地域活動において多様な主体の参画が進むよう、地域における男女共同参画の推進や、女性の地域活動への参画促進に向けた取組を支援します。

主な事業

- ①市民活動センター管理運営
- ②地域活動・市民活動への参画の啓発

(2) 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制を確立するため、防災会議などにおける女性の参画促進や人材育成を推進します。また、災害時における男女共同参画の視点や、様々な避難者ニーズに配慮した対応の重要性について、周知・啓発を図ります。

主な事業

- ①地域防災リーダー育成事業
- ②女性消防団員の育成・支援

成果指標	基準値 (令和6年度)	めざそう値	
		5年後 (令和12年度)	10年後 (令和17年度)
13 地域において男女平等であると感じる人の割合	47.0%	52.8%	58.5%
14 防災リーダー研修の修了生における女性の割合	46.7%	50.0%	50.0%

基本目標4

だれもが安心して快適に暮らしている

現状と課題

DVやハラスメントは、人権を侵害し、男女共同参画社会の形成を阻害する重大な課題であり、その根絶に向けた環境づくりを社会全体で継続的に進めていく必要があります。近年、デートDVやストーカー行為、情報通信機器を通じた嫌がらせなど、暴力の形態が多様化・複雑化しています。令和5年（2023年）12月に改正された「DV防止法」では、SNS等を用いたつきまといや監視行為の禁止、命令違反に対する罰則の強化など、被害者保護の拡充が図られました。

DVが重大な人権侵害のみならず、犯罪行為となる場合があることに加えて、DVには殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、精神的暴力や社会的暴力、経済的暴力、性的暴力などを含むことについて啓発する必要があります。

意識調査結果によると、DV被害に遭った際にだれにも相談しなかった人が約5割となっており、特に男性では約7割と高くなっています。また、DVの相談窓口について知らない人は約5割となっており、相談窓口の周知を進める必要があります。

さらに、令和6年（2024年）4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。男女の経済格差に起因する生活困窮の問題や性暴力・性犯罪被害、家庭問題や孤独・孤立などの多様な問題を抱える女性への支援を、関係機関等と連携しながら進めていく必要があります。

また、生涯を通じた健康の保持のためには、健康に影響する環境や生理的变化、疾患の罹患状況等が男女で異なることに鑑み、性差に応じた適切な保健・医療を受けることが必要です。

目標と方向性

- ◆ DVやハラスメントなど、性別に基づく暴力に対する意識を向上するとともに、被害者に対する支援策を充実し、暴力が起きない、見逃さないまちをめざします。
- ◆ 様々な困難を抱える女性への支援を充実させ、自立と社会参加を支援し、だれも取り残さないまちをめざします。
- ◆ ライフステージに応じて自らの健康を守ることができるよう、性差に応じた適切な支援を行い、生涯を通じて健康に暮らせるまちをめざします。

市民・地域・団体・事業者などの役割

市民は、DVやハラスメントなどの人権を侵害する暴力行為に対する認識を深め、何かあったときは相談や通報をします。また、生活上の様々な困難を抱える女性は市やその他の関係機関に必要に応じて相談します。加えて、ライフステージに合わせた健康づくりに努めます。

地域は、だれもが安心して暮らせるよう地域で見守りを行うように努めます。

団体は、DVやハラスメント、困難を抱える女性への支援、健康づくりに関する各種事業や相談支援の実施に努めます。

事業者は、職場でのハラスメント防止や従業員の健康診断の機会確保に努めます。

7

男女間における 暴力の根絶

東海市DV対策基本計画

(1) 啓発活動の推進

DV、ハラスメントなどの暴力被害防止に関して正しい知識を普及するため、多様な媒体や機会を通して啓発を行います。

主な事業 ①DV・ハラスメント防止の啓発

(2) 相談支援体制の整備

被害者が安心して相談できるDV相談体制を整備するとともに、相談窓口に関する情報発信を行い、被害者を早期に必要な支援につなげられる環境を構築します。また、相談窓口担当者の専門性や対応力の向上に努めます。

主な事業 ①女性のための悩みごと相談事業

成果指標	基準値 (令和6年度)	めざそう値	
		5年後 (令和12年度)	10年後 (令和17年度)
15 DVに関する相談窓口を知っている人の割合	30.6%	38.9%	47.2%
16 DV被害経験者のうち「だれにも相談しなかった」人の割合	35.8%	28.9%	21.9%

8

困難を抱える 女性に関する 支援

東海市困難な問題を
抱える女性支援基本計画

(1) 相談支援体制の整備・自立支援の推進

生活上の様々な困難を抱える女性が安心して相談できるよう、市役所相談窓口には女性相談員（フェミニストカウンセラー）を配置します。また、関係機関や民間団体と連携した相談支援体制を構築し、就労や居住の支援など自立に向けた包括的な支援を推進します。

主な事業 ①女性のための悩みごと相談事業
②母子・父子自立支援員設置事業

成果指標	基準値 (令和6年度)	めざそう値	
		5年後 (令和12年度)	10年後 (令和17年度)
17 女性のための悩みごと相談窓口を知っている人の割合	14.4%	21.2%	28.1%

DVにあたる暴力とは、殴る、蹴るなどの身体的暴力だけを指すものではありません。精神的暴力（無視する、暴言を吐く、傷つけることを言うなど）、社会的暴力（束縛する、携帯やメールなどで行動をチェックするなど）、経済的暴力（生活費を渡さない、借金を強要するなど）、性的暴力（性行為を強要する、避妊に協力しないなど）など、さまざまな行為があります。

また、男性から女性に対してだけでなく、女性から男性に対するDVもあります。

9

生涯を通じた
健康支援

(1) 性差に応じた健康支援

生涯を通じて男女の性別に応じた健康の保持・増進ができるよう、健康に関する情報提供や、各種健診や相談、予防接種を実施します。

主な 事業	①健康相談事業
	②がん検診事業

(2) 妊娠・出産に関する健康支援

女性が安心して子どもを産むことができるよう、各種医療費の助成などの支援を行います。

主な 事業	①妊娠医療費助成
	②妊産婦総合相談事業

成果指標	基準値 (令和6年度)	めざそう値	
		5年後 (令和12年度)	10年後 (令和17年度)
18 年に1回は健康診断を受けている人の割合	78.1%	83.5%	89.0%
19 がん検診を定期的に受けている人の割合	40.9%	48.2%	55.5%
20 ゆったりとした気分で乳児と過ごせる時間がある人の割合	91.6%	93.7%	95.8%

第4章

計画の推進

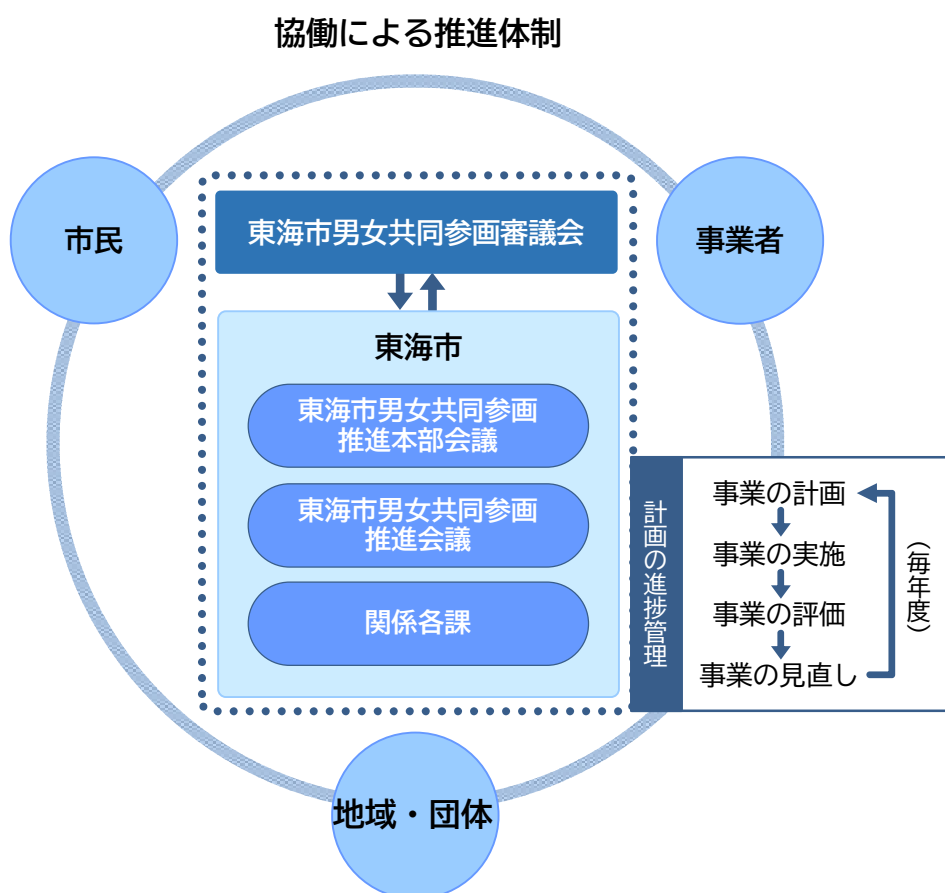
1 推進体制

男女共同参画に関する施策は、市政全般にわたる重要な取り組みであることから、県や国、近隣自治体などの関係機関や、市民・地域・団体・事業者などと連携を図りながら、市の関係各課の連携を強化し男女共同参画の実現に取り組んでいきます。

市における推進体制である「東海市男女共同参画推進本部会議」及び「東海市 男女共同参画推進会議」を中心に、関係各課、地域・団体や事業者などとの連携を図りながら、男女共同参画の施策の総合的かつ計画的な推進に努めます。また、市職員の男女共同参画に関する理解を深め、意識を高めるために、職員や教職員の研修などの充実に努めます。

2 計画の進捗管理

男女共同参画を適切かつ計画的に推進するため、市民や事業者などの意見を把握するとともに、「東海市男女共同参画審議会」において、施策の改善状況や問題を定期的に審議するなど、計画の進捗管理に努めます。



資料編

1 成果指標の算出方法

指標	算出方法	基準値 (令和6年度)	めざそう値		
			5年後 (令和12年度)	10年後 (令和17年度)	
基本目標1 だれもが互いに理解・尊重し合えている					
1	男は外で働き、女は家庭を守るべきという考え方に反対する人の割合【16歳以上】	市民アンケートで「どちらかといえば反対」「反対」と回答した人の数／アンケート回答総数×100	67.2%	74.6%	82.1%
2	男は外で働き、女は家庭を守るべきという考え方に反対する人の割合【児童・生徒】	児童・生徒アンケートで「どちらかといえば反対」「反対」と回答した児童・生徒の数／アンケート回答総数×100	79.2%	84.4%	89.6%
3	「社会全体として」男女平等であると感じる人の割合	市民アンケートで「平等である」と回答した人の数／アンケート回答総数×100	17.4%	23.9%	30.3%
4	エルジービーティキュープラス LGBTQ+という言葉の認知度【16歳以上】	市民アンケートで「内容を知っている」と回答した人の数／アンケート回答総数×100	45.2%	51.7%	58.1%
5	LGBTQ+という言葉の認知度【児童・生徒】	児童・生徒アンケートで「内容を知っている」と回答した児童・生徒の数／アンケート回答総数×100	18.6%	25.4%	32.2%
6	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の認知度	市民アンケートで「内容を知っている」と回答した人の数／アンケート回答総数×100	12.6%	19.7%	26.8%
基本目標2 だれもが多様な家庭生活・働き方を選択できている					
7	多様な保育ニーズに対応できる場所があると感じている18歳以下の子どもを持つ人の割合	市民アンケートで「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の数／アンケート回答総数×100	66.9%	74.8%	82.8%
8	家事・育児・介護に「関わっている」男性の割合	市民アンケートで「30分未満」「30分～1時間未満」「1～3時間未満」「3～5時間未満」「5時間以上」（「まったく関わっていない」以外）と回答した人の数／アンケート回答総数×100	73.1%	78.0%	82.8%
9	職場において男女平等であると感じる人の割合	市民アンケートで「平等である」と回答した人の数／アンケート回答総数×100	33.6%	40.8%	48.1%
10	女性の管理職がいる事業所の割合	事業所アンケートで「女性管理職がいる」と回答した事業所の数／アンケート回答総数×100	27.1%	32.5%	38.0f%
11	市の管理職に占める女性職員の割合	市一般行政職における女性の管理職員数（主幹級以上）／総管理職員数×100	23.2%	25.0%	30.0%

指標	算出方法	基準値 (令和6年度)	めざそう値		
			5年後 (令和12年度)	10年後 (令和17年度)	
基本目標3 だれもがあらゆる分野への参画ができている					
12	審議会・委員会などの女性委員の登用率	審議会などの女性委員数／審議会などの総委員数×100	33.9%	37.5%	40.0%
13	地域において男女平等であると感じる人の割合	市民アンケートで「平等である」と回答した人の数／アンケート回答総数×100	47.0%	52.8%	58.5%
14	防災リーダー研修の修了生における女性の割合	地域防災リーダー育成事業の女性修了生／総修了生×100	46.7%	50.0%	50.0%
基本目標4 だれもが安心して快適に暮らしている					
15	DVに関する相談窓口を知っている人の割合	市民アンケートで「はい」と回答した人の数／アンケート回答総数×100	30.6%	38.9%	47.2%
16	DV被害経験者のうち「だれにも相談しなかった」人の割合	市民アンケートで「だれにも相談しなかった」と回答した人の数／アンケート回答総数×100	35.8%	28.9%	21.9%
17	女性のための悩みごと相談窓口を知っている人の割合	市民アンケートで「はい」と回答した人の数／アンケート回答総数×100	14.4%	21.2%	28.1%
18	年に1回は健康診断を受けている人の割合	市民アンケートで「はい」と回答した人の数／アンケート回答総数×100	78.1%	83.5%	89.0%
19	がん検診を定期的に受けている人の割合	市民アンケートで「はい」と回答した人の数／アンケート回答総数×100	40.9%	48.2%	55.5%
20	ゆったりとした気分で乳児と過ごせる時間がある人の割合	4か月児健診問診項目で「はい」と回答した人の数／アンケート回答総数×100	91.6%	93.7%	95.8%

2 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号 改正

平成11年7月16日法律第102号

同 11年12月22日同 第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞

なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（連携及び協働の促進）

第18条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

（人材の確保等）

第18条の2 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

（調査研究）

第18条の3 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第19条 国は、前3条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第20条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（1）男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

（2）前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

（3）前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

3 東海市男女共同参画推進条例

平成16年9月29日 条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動（以下「家庭生活における活動」という。）について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、市民及び事業者と連携して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、積極的に男女共同参画の推進に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画を阻害する行為の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動によりその言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。）を行ってはならない。

3 何人も、男女間における暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行ってはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第8条 何人も、公衆に広く表示する情報において、その情報が社会に及ぼす影響にかんがみ、性別による固定的な役割分担及び男女間における暴力を正当化し、及び助長する表現並びに過度の性的な表現を行わないように配慮するよう努めなければならない。

（基本計画）

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、東海市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう努めなければならない。

4 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第10条 市は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進について配慮しなければならない。

（理解を深めるための措置）

第11条 市は、市民及び事業者が男女共同参画に関する理解を深めるため、広報活動に努めるとともに、男女共同参画に関する教育が促進されるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（積極的改善措置）

第12条 市は、社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

（雇用の分野における男女共同参画の推進）

第13条 市は、事業者に対し、雇用の分野において男女共同参画が推進されるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の推進に関する広報活動及び調査の実施について協力を求めることができる。

3 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の推進に関し報告を求め、及び適切な措置を講ずるよう協力を求めることができる。

（市民及び事業者の活動に対する支援）

第14条 市は、市民及び事業者が実施する男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、当該活動を支援するための拠点の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（家庭生活における活動と家庭生活における活動以外の活動との両立支援）

第15条 市は、男女が共に、家庭生活における活動と家庭生活における活動以外の活動との両立ができるよう、情報の提供、相談その他の必要な支援の実施に努めなければならない。

（実施状況の公表）

第16条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

（施策に対する意見及び人権侵害の申出等）

第17条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての意見を市長に申し出ることができる。

2 市民は、男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、市長にその旨を申し出ることができる。

3 市長は、前2項の規定による申出があったときは、東海市男女共同参画審議会に報告するとともに、適切な処理に努めなければならない。

（東海市男女共同参画審議会）

第18条 市長の諮問に応じ、基本計画の策定及び変更その他男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議するため、東海市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び前条第3項の規定により報告のあった事項について調査

審議し、市長に意見を述べることができる。

- 3 審議会は、委員12人以内で組織する。
- 4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 男女共同参画の推進に関し知識及び理解のある者
 - (3) 市内に住所を有する者
- 6 市長は、前項の規定により市内に住所を有する者のうちから委員を委嘱しようとするときは、東海市審議会等の委員の公募に関する条例(平成16年東海市条例第11号)の定めるところにより、当該委員の公募を実施するものとする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 9 第3項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。ただし、第18条第6項の規定は、公布の日から施行する。

4 東海市男女共同参画審議会

○東海市男女共同参画審議会規則

平成16年10月21日規則第30号

改正 平成18年3月31日規則第16号

平成26年3月28日規則第5号

令和6年3月29日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、東海市男女共同参画推進条例（平成16年東海市条例第25号）第18条第9項の規定に基づき、東海市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会においては、会長が議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、総務部市民協働課において処理する。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第16号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第5号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規則第16号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

5 東海市男女共同参画推進本部・推進会議

○東海市男女共同参画推進本部設置規程

平成17年8月22日訓令第10号
 改正 平成18年3月31日訓令第6号
 平成19年3月2日訓令第4号
 平成21年3月20日訓令第7号
 平成21年9月30日訓令第32号
 平成21年11月27日訓令第51号
 平成26年3月28日訓令第8号
 平成28年3月31日訓令第8号
 平成31年3月29日訓令第12号
 令和6年3月29日訓令第6号

(設置)

第1条 市における男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東海市男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画基本計画の策定及び実施に関すること。
- (2) その他男女共同参画の推進に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は総務部の事務を担当する副市長を、副本部長は総務部長をもって充てる。
- 3 本部員は、教育長の職にある者及び市長が本部員を命じた者とする。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要と認めるときに招集し、副本部長が議長となる。

- 2 本部長は必要があると認めるときは、本部員以外の者を本部の会議に出席させることができる。

(男女共同参画推進会議)

第6条 本部の事務を補助させるため、男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、24人以内の委員をもって組織し、委員は本部長の指名する者をもって充てる。
- 3 推進会議に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。
- 4 委員長は、推進会議の事務を総理する。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
- 6 推進会議の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(部会)

第7条 委員長は、推進会議の事務のうち、個別事項について専門的に検討するため、部会を置くことがで

きる。

2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

3 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者を部会の会議に出席させることができる。

(庶務)

第8条 本部及び推進会議の庶務は、総務部市民協働課において処理する。

2 部会の庶務は、委員長の指定する課等において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が、推進会議及び部会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成17年8月22日から施行する。

附 則(平成18年訓令第6号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年訓令第4号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年訓令第7号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年訓令第32号)

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成21年訓令第51号)

この訓令は、平成21年11月27日から施行する。

附 則(平成26年訓令第8号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年訓令第8号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年訓令第12号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和6年訓令第6号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

6 東海市男女共同参画基本計画の策定過程

今後作成

7 女性活躍推進法

（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

平成27年法律第64号

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

（基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1）女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- （2）事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- （3）女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
- ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の

数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が100人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- （1）第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- （2）この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- （3）不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第103号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- (2) 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- (4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4第1項及び第2項、第5条の5、第39条、第41条第2項、第42条、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）計画期間

（2）女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

（3）実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が300人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

（1）その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

（2）その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第1項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第1項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

（1）その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

（2）その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営も

うとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 一般事業主の団体又はその連合団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者

(2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、令和18年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定(同条に係る罰則を含

む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

8 DV防止法

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)

平成13年法律第31号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

（2）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

（3）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

（4）前3号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

（2）被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

（3）被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

（4）被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

（5）第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

（6）被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第4条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第5条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第5条の2 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第5項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第3項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第5条の3 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第5条の4 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）

は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（接近禁止命令等）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第12条第1項第3号及び第4号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第12条第1項第2号から第4号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して1年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

（1）面会を要求すること。

（2）その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

（3）著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

（4）電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第6項第1号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

（5）緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

（6）汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

（7）その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

（8）その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

（9）その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項第1号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規

定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

(10) その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第1項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第2号から第10号までに掲げる行為(同項第5号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

6 第2項第4号及び第5号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

(1) 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)第2条第1号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第10条の2 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この条及び第18条第1項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第12条第2項第2号及び第18条第1項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して2月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成16年法律第123号)第2条第22号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、6月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第11条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（接近禁止命令等の申立て等）

第12条 接近禁止命令及び第10条第2項から第4項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令（以下この号並びに第17条第3項及び第4項において「3項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該3項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- (3) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前2号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前2項の書面（以下「申立書」という。）に第1項第5号イからニまで又は前項第3号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第1項第1号から第4号まで又は前項第1号及び第2号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治41年法律第53号）第53条第1項又は第59条第3項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、接近禁止命令、第10条第2項から第4項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」

という。)の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまで又は同条第2項第3号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第14条の2 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第14条の3 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けようとする者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第14条の4 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第4項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第3項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第1項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第1項の規定によりされた申立て等が第3項に規定するファイルに記録されたときは、第1項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第1項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまで又は同条第2項第3号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第10条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第10条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第10条第2項から第4項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 3項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して6月を経過した日又は当該3項命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該3項命令を発した裁判所に対し、第10条第3項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該3項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る3項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
- 5 第3項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第3項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第15条第3項及び前条第7項の規定は、第1項から第3項までの場合について準用する。

（退去等命令の再度の申立て）

第18条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令

の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第2項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第18条第1項本文の事情」と、同項第3号中「事項に」とあるのは「事項及び第18条第1項本文の事情に」と、同条第3項中「事項に」とあるのは「事項並びに第18条第1項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第20条 削除

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第1編から第4編までの規定（同法第71条第2項、第91条の2、第92条第9項及び第10項、第92条の2第2項、第94条、第100条第2項、第1編第5章第4節第3款、第101条、第1編第7章、第133条の2第5項及び第6項、第133条の3第2項、第151条第3項、第160条第2項、第185条第3項、第205条第2項、第205条第2項、第227条第2項並びに第232条の2の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第112条第1項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第112条第1項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第111条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第133条の3第1項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第151条第2項及び第231条の2第2項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第160条第1項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第160条第3項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第160条第4項	第2項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書

第160条の2第1項	前条第2項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第160条の2第2項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第205条第3項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第215条第4項	事項又は第2項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第231条の3第2項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第261条第4項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

（最高裁判所規則）

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

（1）第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

（2）第3条第3項第3号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

（3）第4条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

（4）第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第4条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

(1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

(2) 市町村が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第10条第1項から第4項まで、第10条の2、第11条第2項第2号及び第3項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで並びに第2項第1号及び第2号並びに第18条第1項	配偶者	特定関係者
第10条第1項、第10条の2並びに第12条第1項第1号及び第2項第1号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項まで及び第10条の2の規定によるものを含む。第31条において同じ。）に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処する。

第30条 第3条第5項又は第5条の3の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第31条 第12条第1項若しくは第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項若しくは第2項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

9 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）

令和4年法律第52号

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第3条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- （1）女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- （2）困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- （3）人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第5条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第6条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第2条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第2章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第7条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」とい

う。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

(2) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

(3) その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第8条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

(2) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

(3) その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第3章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第9条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第11条第1項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2) 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第5号まで及び第12条第1項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(3) 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

(4) 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5) 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第3項第2号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第3項第2号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第3項第2号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）

第10条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第6条の3第18項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第23条第2項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（女性相談支援員）

第11条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第20条第1項（第4号から第6号までを除く。）並びに第22条第1項及び第2項第1号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第20条第2項及び第22条第2項第2号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

第12条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第13条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第14条 民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和25年法律第204号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成7年法律第86号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

- 第15条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第9条第7項又は第12条第2項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。
- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- （1）国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
- （2）法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
- （3）前2号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第4章 雑則

（教育及び啓発）

第16条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第17条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第18条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第19条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第20条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第1号から第3号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- （1）女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- （2）女性相談支援センターが行う第9条第3項第2号の一時保護（同条第7項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- （3）都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- （4）都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- （5）都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- （6）第13条第1項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
- 3 市町村は、第13条第2項の規定により市町村が自らい、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

第21条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の4分の3以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第13条第1項又は第2項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第1項第6号の委託及び同条第3項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第22条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

（1）都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第5号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第3号に掲げるものに限る。）

（2）市町村が第20条第2項の規定により支弁した費用

- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち同項第6号に掲げるもの及び市町村が同条第3項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第2項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第5章 罰則

第23条 第9条第8項又は第15条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定 公布の日

（2）附則第34条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の公布の日のいずれか遅い日

（3）略

（4）附則第36条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第2条 政府は、この法律の公布後3年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第3条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第7条第1項から第3項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第4項の規定の例により、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第7条第1項から第3項までの規定により定められ、同条第4項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第10条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第11条 旧婦人補導院法第12条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第19条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

10 用語解説

あ行

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるため。

アンコンシャス・バイアス

日本語で「無意識の思い込み」などと表現される。これまでの経験や見聞きしてきたことなどから生み出されるため、完全に払拭するのは難しく、気付かないまましていると自分や周りの人の可能性を狭めてしまったり、誰かを傷つけてしまったりする場合があると言われている。

LGBTQ+

性別違和（「体の性」と「心の性」が一致しない状態）のある人や、恋愛感情などの性的な意識が同性や両性に向かう人（同性愛、両性愛）、身体的な性別が不明瞭な人などのこと。Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシャル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性的違和感を持つ方）、Queer（クイア）やQuestioning（クエスチョニング）の頭文字から構成されている。＋（プラス）は「LGBTQ」以外の多様な性の在り方を包括する意味を指す。

エンパワーメント

人が個人として、そして／あるいは社会集団として意思決定過程に参画し、自律的な力をつけること。

か行

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生の間に産む平均子ども数。

固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

さ行

ジェンダー

社会的・文化的に形成された性別の概念のことで、「女(男)とはこういうものだ」という通念を基礎にした男女の区別のこと。染色体や遺伝子、解剖学上の特徴による生物学的な性(セックス)と区別している。

女性活躍推進法

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の略称。女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的とした法律。国・地方公共団体、常時雇用する労働者が101人以上の事業主は、自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表、自社の女性の活躍に関する情報の公表を行う必要がある。

た行

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するために、5本の柱（男女の人権の尊重、社会における制度又は慣行についての配慮、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国際的協調）を掲げ、行政と国民それぞれが果たすべき役割（責務、基本的施策）を定めた法律。

男女雇用機会均等法

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の略称。雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保のために、募集や採用、昇進、労働条件等についての差別の禁止、ポジティブ・アクションの推進、セクシュアル・ハラスメントの防止策などを定めた法律。

DV防止法

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の略称。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者等からの身体的・精神的・社会的・経済的・性的暴力のこと。例えば、殴られるなどの身体的暴力、無視するなどの精神的暴力、性行為の強要などの性的暴力など。男性から女性に対してだけでなく、女性から男性に対するDVもある。

は行

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

同性・異性を問わず、お互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合うことにより、共同生活を行うことを約束したパートナーシップの関係であることを宣誓し、宣誓したことを市が証明する制度。また、二人（一方または双方）の三親等内の近親者も含めて家族として、ファミリーシップ関係を宣誓することができる。性的マイノリティの方に限らず、様々な事情により婚姻の意思があっても、現行の民法および戸籍法上の婚姻制度では不都合などがあり、生きづらさを抱えている方（事実婚を含む）も宣誓することができる。

ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる言動のこと。それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。

ファミリー・フレンドリー企業

仕事と育児・介護・地域活動など仕事以外の生活を両立することができる制度と職場環境を持ち、ライフステージに応じた多様で柔軟な働き方を選択できるような取組を行う企業。愛知県で「愛知ファミリー・フレンドリー企業」として登録を行っている。

わ行

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。